法科大学院認証評価に関する 3 巡目の検証結果報告書

令和4年3月 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構

はじめに

平成13年の司法制度改革審議会意見書(以下、「意見書」という。)における「法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度」(司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書」61頁(平成13年6月))の新たな整備の提言に基づき開設された法科大学院は、「入学者選抜の公平性・開放性・多様性や法曹養成機関としての教育水準、成績評価・修了認定の厳格性を確保するために、適切な機構を設けて、第三者評価(適格認定)を継続的に実施」(同「意見書」70頁)することが義務づけられている。これを踏まえた法科大学院の認証評価の根拠になっているのは、学校教育法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(以下「連携法」という。)である。法科大学院は、専門職大学院としてその教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況の認証評価を5年以内ごとに受けるものとし(学校教育法第109条第3項本文参照)、認証評価機関(同法第109条第2項参照)は、当該法科大学院の教育研究活動の状況が、認証評価機関が定める法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定(適合認定、同法第109条第6項)をしなければならない。(連携法第12条第2項)

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下、「機構」という。)は、平成17年に文部科学省から認証評価機関としての認証を受け、平成19年度から1巡目の評価、続く平成23年度から2巡目の評価を実施し、令和2年度に3巡目の評価を終了した。本報告書は、当機構が実施した3巡目の法科大学院の認証評価結果を検証・分析したものである。

周知のように、当機構はこれまで、同じく認証評価機関である公益財団法人日弁連法務研究財団及び公益財団法人大学基準協会とともに、評価基準の適合性の審査に基づき、厳格な認証評価、そして厳正な適合認定を実施してきた。この間、認証評価を受審した各大学にあっては、3回のサイクルにわたる評価を経て、その過程で指摘された改善すべき点、留意すべき点などにつき改善ないし改良に努めてきた。対象大学において、これまで認証評価に基づき相応の改善が実現されている状況をみると、この評価が果たすべき役割は、法科大学院の「教育の質を担保する」上で、変わりなく重要な意義を持っている。

本報告書は、機構に設置した「評価に関する検証ワーキンググループ」において、対象大学及 び評価担当者からのアンケート結果等に基づく統計資料の整理を踏まえて作成を行ったものであ る。本報告書における検証・分析が今後の認証評価に大きく資することを期待したい。

目		次
1	本载	報告書の目的及び構成1
2	平月	成28年度以降における法科大学院制度をめぐる状況1
((1)	法科大学院に関する全体的な状況1
((2)	文部科学省中央教育審議会法科大学院(等)特別委員会における検討状況等2
3	法和	科大学院認証評価に関する変更3
((1)	当機構の評価基準の変更について 3
((2)	3 巡目期間中における評価基準の変更について18
((3)	3 巡目における認証評価の種類・方法等について24
((4)	評価結果及び指摘事項について29
4	平月	成28年度から令和2年度までに実施した法科大学院認証評価の実施状況29
((1)	評価結果の状況及び特徴 29
((2)	2 巡目における指摘事項の改善状況30
((3)	3 巡目における指摘事項の状況31
((4)	教員組織調査の状況33
((5)	年次報告書等におけるフォローアップについて34
5	平月	成28年度から令和2年度までに実施した法科大学院認証評価制度及び実施状況に関する
ア	ンケー	トからみた検証36
((1)	基準及び解釈指針について36
((2)	認証評価の方法及び内容について39
((3)	年次報告書及び対応状況報告書について42
((4)	教育の質保証に関する情報公開について45
おね	わりに	
参	考文献	51
参表	垮資料	
1	年度別	川対象校一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
2	認証評	平価に関する検証のためのアンケート【対象校】・・・・・・・・・・・・・・58
3	認証許	平価に関する検証のためのアンケート【評価担当者】・・・・・・・・・・・・・・74
4	認証許	平価に関する検証のためのアンケート集計結果(選択式回答)【対象校】・・・・・・・87
5	認証許	平価に関する検証のためのアンケート集計結果(選択式回答)【評価担当者】・・・・・・94

1 本報告書の目的及び構成

本報告書は、平成28年度から令和2年度まで当機構が実施した法科大学院認証評価(以下、「3巡目実施」という。)を概観し、検証することにより、今後の当機構が実施する認証評価に資すべき資料として作成するものである。

まず、3巡目実施期間中において法科大学院をめぐる状況が激変しているため、平成28年度 以降における状況を概観する。このような状況の変化により当機構の実施する認証評価にも 年度ごとに修正が加えられることになり、対象大学のみならず評価担当者についても、年度ご とにアンケート等の回答の前提となる事実又はその認識が異なっている。そこで、次に、3巡 目実施に係る当機構が定める法科大学院評価基準(以下、「評価基準」という。)について、2 巡目からの変更点のみならず、その後の変更点についても概観するとともに、評価基準と切り 離して3巡目実施の評価方法についてもその状況を概観することとする。さらに、認証評価制 度は外部的な質保証として、法科大学院における教育の質の維持及び改善を支援するもので あることから、2巡目までの評価において改善すべき点として指摘された事項の改善状況、3 巡目実施における評価結果の状況及びその後の年次報告書における改善状況等を概観する。

最後に、対象大学及び評価担当者からのアンケートを加味しつつ、上記の概観を踏まえて当機構の3巡目実施の検証を行う。

2 平成28年度以降における法科大学院制度をめぐる状況

(1)法科大学院に関する全体的な状況

当機構が実施する法科大学院認証評価の対象大学数は、1巡目においても2巡目においても28大学(2巡目は2度受審した大学もある。)であり、全体として安定した状況であった。しかし、3巡目実施においては、平成29年度6大学、平成30年度13大学、令和元年度1大学、令和2年度1大学となり、総計21大学に減少している。これは、2巡目に受審した大学において、法科大学院を募集停止とし、廃止した大学があることによる。すでに当機構の2巡目に関する検証結果報告書において指摘されていたことであるが、法科大学院の総数は平成19年度の74校から平成27年度の54校に減少し、令和2年度には35校にまで減少している。さらに入学定員及び法科大学院志願者数の著しい減少も認められた。もっとも、志願者数については、平成27年度に10,370名であったものが、平成30年度に8,058名と最小数を記録したが、令和元年度には9,117名と若干回復している。入学定員は、平成27年度の3,169名から令和2年度には2,233名へと減少した。

年度	機構の評価 対象大学数	法科大学院 総数	入学定員	志願者数	備考
平成27年度	1大学	54大学	3,169人	10,370人	2巡目
平成28年度	0大学	45大学	2,724人	8,278人	
平成29年度	6大学	43大学	2,566人	8,160人	
平成30年度	13大学	39大学	2,330人	8,058人	3巡目
令和元年度	1大学	36大学	2,253人	9,117人	
令和2年度	1大学	35大学	2,233人	8,161人	

このような状況の変化は、平成23年から開始された予備試験、修了者の法曹以外への 就職状況など法科大学院を取り巻く環境の変化が厳しくなったことに加え、法曹養成制 度改革推進会議「法曹養成制度改革の更なる推進について」(平成27年6月30日)におい て、法曹人口について、当面1,500人程度は司法試験合格者が輩出されるよう必要な取組 を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者が最善を尽くし、より多くの質の高い 法曹が輩出され、活躍する状況を目指すべきとされたことが大きいであろう。同決定で は、平成27年度から平成30年度までを法科大学院集中改革期間とし、法科大学院におい て司法試験の累積合格率が概ね7割に達するよう充実した教育を目指すこととされた。 具体的には、公的支援策の見直し、客観的指標を活用した認証評価の運用、教育の実施 状況等に関する調査手続の整備、専門職大学院設置基準の見直しの検討等の組織の見直 し、実務家教員等の活用、未修者教育の充実、先導的取組の支援、共通到達度確認試験 の試行、適性試験等の在り方の検討等の教育の質の向上などが求められることとなった。

志願者数が令和元年度に増加していることは、いくつかの要因が考えられる。平成30年度まで適性試験が必須であり、かつその下位の者(3巡目実施では概ね15%以下の者)に受験資格を認めなかったのに対し、令和元年度入試からは適性試験が任意となった影響も考えられ、全体として法曹志望者・法科大学院志望者が増加したと考えるのは早計であろう。

(2) 文部科学省中央教育審議会法科大学院(等)特別委員会における検討状況等

上記会議の決定を受けて、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会(当時)において、1,500人程度の司法試験合格者輩出のために必要な定員数の試算や、過度な定員削減による教育力低下の可能性、実際の入学者数等を考慮し、目指すべき法科大学院の定員規模としては、当面2,500人程度とし、併せて、適切な入学者選抜の競争倍率の維持や教育の質向上のための取組によって累積合格率の向上を図るとともに、法科大学院志願者増を図ることとすべきである旨の提言がとりまとめられた。(中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法曹人口の在り方に基づく法科大学院の定員規模について」(平成27年11月24日))

次に、同委員会は、「統一適性試験の在り方について(提言)」を平成28年9月にとりまとめ、これまで法科大学院入試において必須とされてきた統一適性試験を任意のものとし、適性試験を利用しない法科大学院の入学者選抜の在り方に関する「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」を平成29年2月に策定し、これにより事実上統一適性試験が廃止されることとなった。

平成29年3月から名称を改めた「法科大学院等特別委員会」では、法科大学院と法学部等との連携強化、法学未修者コース入学者に対する教育の在り方、法学教育の在り方等が論点として提示され、平成30年3月に「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」がとりまとめられた。

このうち、まず、法科大学院が法学部や研究者養成の法学系研究科等との一体的な運営組織など、独立研究科以外の柔軟な組織形態を採用することも可能であることを明確化し、専門職大学院一般につき必要専任教員のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内(概ね7~8割程度)で学士課程との兼務を認める制度の導入及び法

科大学院の入学者選抜に関する専門職大学院設置基準等の改正がなされ、同年4月から施行された。同時に、入学者のうち3割以上を法学未修者とする努力義務規定も削除された。

さらに、優れた資質・能力と明確な法曹志望を有する者については、法学部から法科大学院を通して5年間で修了できる仕組みを整備・確立させることにより、法曹への進路選択の魅力を高めることも重要であるとされ、法科大学院が法学部との連携の一層の強化を図り、前途有為な多くの生徒、学生等を積極的に法学部ないし法科大学院に呼び込むとともに、各大学が、大学全体の理解と支援を得て、法学部にいわゆる「法曹コース」を設置することを奨励するものとされた。「法曹コース」については、平成31年1月に「『法曹コース』に関する考え方について」が同委員会にてとりまとめられた。

他方で、連携法等が改正され、令和2年度以降順次施行されることとなった。本改正は、これまでの法曹養成制度を大幅に改変するものであるが、3巡目実施に当たり問題となる改正は令和2年4月1日施行分にとどまっており、令和3年度及び令和4年度以降施行される改正内容については、4巡目の評価基準において組み込まれる。(もっとも、令和3年度については、当機構の認証評価を受審する大学がなかったため、4巡目の評価基準は、実質的に令和4年度の対象大学から適用されることになる。)

当機構の3巡目の評価基準は、基本的には、平成26年10月に法科大学院特別委員会において提言された「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について(提言)」における認証評価も含めた改善方策に基づき策定したものであるが、その後の上述のような法科大学院等特別委員会における議論及び提言等の状況により、毎年のように細かい改定が必要とされることとなった。

3 法科大学院認証評価に関する変更

(1) 当機構の評価基準の変更について

当機構では、平成26年3月に法科大学院認証評価委員会(以下、「評価委員会」という。)の下に「法科大学院認証評価検討ワーキンググループ」を設置し、3巡目の法科大学院評価基準要綱改定に係る作業をスタートさせた。この作業においては、上記の平成26年10月の法科大学院特別委員会の提言、当機構の認証評価を受けた対象大学や当機構の評価に携わった評価担当者からのアンケート結果、平成27年3月31日付け文部科学省高等教育局長通知「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について」などを踏まえ、基準及び解釈指針の内容等について精査を行った。その結果、「入学者の質の保証」、「入学定員の適正な管理」及び「教育活動の実施状況及びその成果」に関する客観的指標の導入、基準及び解釈指針内容の明確化等、より適切な認証評価を行うための評価基準等の改定を行い、平成27年6月に新たな「法科大学院評価基準要綱」として決定するところとなった。さらに、同要綱のほかに、評価の詳細な手順等を示すものとして、各法科大学院が行う自己評価に当たっての実施要項(「自己評価実施要項」)や、当機構の評価担当者が評価に当たって用いる手引書(「評価実施手引書」)等についても改定を行った。

この際、対象大学及び評価担当者からのアンケート等の分析から、2巡目の法科大学 院評価基準要綱を基礎として必要な改定作業を行うこととなった。改定作業においては、 機構の担当事務において法科大学院の認証評価を行う他の2機関とも協議を行い、教員 組織の適格性、不適合の判断等の意見交換を行い、これをワーキングにも報告し、検討 の資料とした。

以下に主要な改正点を示すことにする。(基準の実質的内容に影響しない点は省略した。)

① 「第1章 教育の理念及び目標」における主な変更点

第1章における大きな変更は、「基準1-1-2 教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。」を重点基準とし、解釈指針1-1-2-1においても、修了者の進路及び活動状況に基づく判断であることを明確にし、さらに解釈指針1-1-2-2及び1-1-2-3を新設し、司法試験の合格状況に関する指標を導入したことである。

(参考:以下、下線部は修正箇所を示す。下線部がない場合は新設である。) 解釈指針 1-1-2-1

各法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況は、<u>司法試験の合格状況及び</u>法曹としての活動状況その他修了者の進路及び活動状況(企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況を含む。以下同じ。)に基づき、学生の学業成績及び在籍状況(原級留置者及び退学者等の状況を含む。以下同じ。)その他必要な事項を<u>勘案</u>して判断するものとする。

解釈指針1-1-2-2

次の各号に定める司法試験の合格状況に関する指標のいずれかに該当する場合には、原則として、教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されているとはいえない。ただし、基準に適合しているか否かの最終的な判断は、法学未修者教育や夜間開講の実施状況、司法試験の合格率の改善状況等の個別の事情を勘案して行う。

- (1) 5年の評価期間中に実施される各年度の司法試験について、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する司法試験に合格した者の割合が全国平均の割合の2分の1に満たない年度が、評価を実施する年度を含めて3回以上あること。
- (2) 5年の評価期間中に実施される司法試験について、評価を実施する年度 の前年度の末までの5年間に当該法科大学院を修了した者に対する、当該 法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験し合格した者の割合 が、全国平均の割合の2分の1に満たないこと。

解釈指針1-1-2-3

5年の評価期間中に当該法科大学院を修了して5年が経過する者に対する司 法試験に合格した者の割合が7割以上となることが望ましい。

【法科大学院評価基準要綱】

解釈指針1-1-2-3

5年の評価期間中に当該法科大学院を修了して5年が経過する者に対する司法試験に合格した者の割合が7割以上となることが望ましい。

「5年の評価期間中に当該法科大学院を修了して5年が経過する者」とは、司法試験における5年間の期間制限の中で受験できる最終年度を迎える者の修了年度の者が該当します。

例えば、平成29年度に実施する本評価の場合、次のように考えます。

平成 29 年に実施される司法試験は平成 24 年度から平成 28 年度に修了した者に受験資格が認められます。

平成 24 年度に修了した者は、平成 25 年から平成 29 年に実施される司法試験を受験することができます。

以上のことから、評価実施年度である平成 29 年度に実施される本評価において「当該法科大学院を修了して5年が経過する者」とは、司法試験を受験できる最終年度の修了者であり、平成 24 年度修了者が該当します。そして、平成 24 年度以前5年間の修了者(この場合、平成 20 年度から平成 24 年度に修了した者)のうち、司法試験合格率が7割以上であるかを判定することとしています。



② 「第2章 教育内容」における主な変更点

まず、解釈指針2-1-1-2及び2-1-1-3を新設し、飛び入学者及び転入学者への配慮を解釈指針として新たに導入するとともに、解釈指針2-1-1-4について、多様なバックグラウンドをもった者への配慮の具体例を示した。

(参考)

解釈指針2-1-1-2

飛び入学者を法学既修者として認定する場合には、法科大学院教育の段階性 及び完結性を維持するため、カリキュラムの適切な編成及び学修指導に十分な 配慮がされる必要がある。

解釈指針2-1-1-3

他の法科大学院からの転入学を認める場合には、法科大学院教育の段階性及び完結性を維持するため、カリキュラムの適切な編成及び学修指導に十分な配慮がされる必要がある。

解釈指針 2-1-1-4

学生が<u>段階的に履修をできるように</u>、カリキュラムが適切に編成されている ほか、<u>法学未修者に対して基本的な考え方を理解させる授業計画や社会人である学生に対する長期履修制度や夜間コースの導入など、</u>多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導が行われていることが必要である。

次に、基準2-1-2を新設し、各授業科目について適切な到達目標が設定されていることを求めるとともに、解釈指針2-1-2-1として適切な到達目標にあたる例を示した。

(参考)

解釈指針2-1-2-1

「適切な到達目標」とは、「共通的な到達目標モデル」が存在する科目においては、それと同程度以上の内容及び水準であることをいい、それが存在しない科目においては、授業を通じてどのような成果を達成するかを概括的に示した目標をいう。

また、旧重点基準2-1-2と2-1-3を統合して重点基準2-1-3とし、解釈指針2-1-3-1にて基準2-1-3に列挙されている科目区分に該当しない科目の開設を妨げない旨の注意を示した。科目区分については、基準が明確でなかったことから、解釈指針2-1-3-7、2-1-3-8及び2-1-3-9にて科目区分の判断基準を明示することにした。

(参考)

重点基準2-1-3

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する 分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の 科目をいう。)

(3) 基礎法学·隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4)展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

解釈指針2-1-3-1

本基準は、導入的な授業科目や論文指導など4つの科目区分に該当しない授 業科目が開設されることを妨げるものではない。

解釈指針2-1-3-7

法律基本科目と展開・先端科目の区分に当たっては、授業科目が憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の基本分野に関するものであるかどうかにしたがって判断する。教育の内容が上記基本分野に当たる場合には、それが発展的・応用的なものであっても、原則として法律基本科目に区分される。

解釈指針2-1-3-8

法律基本科目と法律実務基礎科目の区分に当たっては、授業科目の到達目標 が法律基本科目の各分野の理解を主眼とするものとなっているか、法律実務に 関する基礎的な内容の理解を主眼とするものとなっているか等を踏まえて総合 的に判断する。

教育の内容が基本分野に当たる場合には、それが発展的・応用的なものであっても、原則として法律基本科目に分類される。

解釈指針2-1-3-9

一の授業科目の中で、法律基本科目に該当する部分と展開・先端科目又は法 律実務基礎科目に該当する部分とが混在している場合には、その授業科目の基 本的な到達目標やそれぞれの割合などを考慮して総合的に判断する。

重点基準2-1-4については、法律基本科目の基本分野に関する授業科目を履修することなく修了することが適切でないことから、解釈指針2-1-4-1を新設した。

(参考)

解釈指針 2-1-4-1

法律基本科目の基本分野に関する授業科目を選択科目とするなど、法学未修 者が履修することなく修了することができるカリキュラムは適切とはいえな い。

重点基準2-1-5については、各系に区分できない授業科目の取扱いを明確にするため、解釈指針2-1-5-2を新設した。

(参考)

解釈指針2-1-5-2

法律基本科目において、(1)から(3)までの系に明確に区分できない授業 科目については、主たる内容が属する法分野にしたがい、各系に区分整理する ものとする。ただし、いずれか1つの系に区分整理することが困難な場合には、 法律基本科目の中で上記3つの系とは別に整理するものとする。

重点基準2-1-6については、重点基準2-1-6(2)で必要とされる授業科目を明確にし、解釈指針2-1-6-2を新設し、法曹倫理に関する授業科目が法曹三者の法曹倫理すべてを取り扱うべきことを明確にし、解釈指針2-1-6-3を新設し、法情報調査及び法文書作成に関する指導がすべての学生に対して指導されている必要があることを明確にした。

(参考)

解釈指針2-1-6-2

基準2-1-6 (1) アについては、法曹三者 (弁護士、裁判官、検察官) の法曹倫理すべてを考慮した内容が含まれている必要がある。

解釈指針2-1-6-3

基準2-1-6(4)ア及びイに掲げる教育内容については、すべての学生に対して指導がされている必要がある。

基準 2-1-8 では、展開・先端科目について特定分野の履修にとどまらないための履修上の工夫が必要であることを明確にするために、解釈指針 2-1-8-1を新設した。

(参考)

解釈指針2-1-8-1

展開・先端科目は、多様な内容の授業科目が開設されており、学生が多様な 分野の科目の履修をすることができるようにされている必要がある。

③ 「第3章 教育方法」における主な変更点

まず、授業の方法について、基準3-2-1に(2)として「当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。」を追加し、さらに解釈指針3-2-1-4において法律基本科目の授業方法について、法学未修者に対する工夫の必要性を明示した。同時に授業方法として適切でない例を解釈指針3-2-1-5を新設して示すこととした。

(参考)

解釈指針3-2-1-4

法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が確実に実施されることが求められる。ただし、法学未修者1年次の授業科目においては、法学の知識や法的思考力等の基礎・基本の徹底を図るため、講義形式を中心とする授業方法による可能性を含めて、法学を全く学んでいない者、法学の基礎的な学識が備わっていない者が対象となることに鑑みた授業方法の工夫が図られていることが必要である。

解釈指針3-2-1-5

法科大学院の授業においては、試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や、理解を伴わない断片的な知識の機械的な暗記をさせる教育など受験技術優先の指導に偏した教育を実施することは適切でない。

「3-3 履修科目登録単位数の上限」では、旧重点基準3-3-1と旧解釈指針3-3-1-1、3-3-1-3及び3-3-1-4を統合し、重点基準3-3-1とした。また、解釈指針3-3-1-1を新設し、重点基準3-3-1の単位数に含まれる例を示し、解釈指針3-3-1-2を新設し、重点基準3-3-1の「その理由が合理的なものであること」の内容について具体的に示すことにし、さ

らに解釈指針3-3-1-3を新設して、再履修する場合の単位数に関する点が明確になるようにした。さらに、解釈指針3-3-1-5を修正して、長期履修制度を採用する場合の取扱いが明確になるようにした。

(参考)

重点基準3-3-1

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

- (1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。
 - ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3 (1) に定める法律基本科目に当たる授業科目
 - 8単位
 - イ 基準4-2-1 (1) ウに定める者の認定において、法学未修者1年 次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び 法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目 6単位
- (2)(1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

解釈指針3-3-1-1

基準3-3-1にいう「単位数」には、通常の授業時期以外に実施する集中 講義、実習、リサーチ・ペーパー等の授業科目に係る単位数をも含む。

解釈指針3-3-1-2

基準3-3-1にいう「その理由が合理的なものであること」とは、その超える単位がエクスターンシップやクリニックなど実習の授業科目に限定されているなど授業科目の性質上学生の事前事後の学習に大きな負担とならない場合をいう。ただし、36単位を超える単位数は必要小限度のものであることが必要であり、その単位数が4単位を超えるときは、合理的な理由があるとは認められない。

解釈指針3-3-1-3

基準3-3-1 (1) ただし書アにいう「法学 未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3 (1) に定める法律基本科目に当たる授業科目」には、法学未修者2年次において1年次に 配当された法律基本科目の授業科目を再履修する場合は含まれない。この場合において、当該授業科目は、解釈指針3-3-1-4第1項ただし書の4単位に含まれうるものとする。

解釈指針3-3-1-5

研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、3年を超える標準修業年限を 定める場合には、基準3-3-1<u>の定める単位数の上限は、以下によって定ま</u> る。

- (1) 基準3-3-1 (1) において「36単位」とあるのは、「36を当該標準修 業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と読み替えるもの とする。
- (2) 基準3-3-1 (1) ただし書アの科目の8単位については、法学未修 者1年次又は2年次の科目6単位以上及び同3年次の科目2単位以下に振 り分けることを妨げない。
- (3) 基準3-3-1 (2) において「44単位」とあるのは、「44を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。

④ 「第4章 成績評価及び修了認定」における主な変更点

まず、成績評価に関する重点基準 4-1-1 について、成績評価が客観的かつ厳正なものとして行われている必要があることを明確にするために新たに号を設けるとともに、期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施しない理由が明らかにされている必要があることを示した。また、各授業科目における「達成度」は、到達目標を踏まえて設定する必要があることを明確にするため、解釈指針 4-1-1-2 について絶対評価方式を採用する場合に尺度を共有する必要があることを明確にする修正を行った。解釈指針 4-1-1-4 を修正し、筆記試験のみならず、レポートについても採点のポイントを示す必要があることを明確にした。さらに、成績評価の厳正性の確保の観点から、再試験が救済措置でないことを明確にするため解釈指針 4-1-1-6 を新設し、また、レポート、平常点等の評価に当たり、一律満点とならないよう学生の能力及び資質を適性に評価する必要があることを明確にするため解釈指針 4-1-2-7 を新設した。

(参考)

重点基準4-1-1

学修の成果に係る評価(以下「成績評価」という。)<u>が、次の各号を満たして</u>いること。

- (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、 学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われ ていること。
- (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- (4)成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。

- (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益 を受けることのないよう特に配慮されていること。
- (7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せず に成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由 が明らかにされていること。

解釈指針4-1-1-1

基準4-1-1にいう各授業科目における「達成度」は、<u>当該法科大学院の設定する到達目標を踏まえ、</u>各学年、配当学期及び各授業科目の性質にしたがい、また将来法曹となるに必要な基本的学識を考慮して、適切に設定されていることが必要である。

解釈指針4-1-1-2

- (1) 基準4-1-1 (2) にいう「成績評価の基準」については、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方に関する<u>法科大学院としての</u>一般的な方針が設定され、かつ、各授業科目における成績評価の考慮要素があらかじめ明確に示されていることが必要である。ただし、授業科目の性質に照らして、これによることができない場合は、この限りでない。
- (2) 絶対評価方式を採る場合にあっては、授業科目間において評価の尺度が 共通しており、また、教員間において尺度の設定に関する認識が共有され ていることが必要である。

解釈指針4-1-1-4

基準4-1-1 (4) にいう「必要な関連情報」 には、成績分布に関するデータ (成績の各ランクに学生が何人存在しているか、又はその割合を示すデータのことをいう。) 及び筆記試験やレポート課題等における成績評価の基準 (筆記試験答案、レポート等を採点する際に、どのような点について言及することが求められているのか等、採点のポイントを示すものをいう。) を含む。

解釈指針4-1-1-6

再試験を実施する場合には、期末試験における不合格者の救済措置ではない と認められる相当の理由が存在していることが必要である。

解釈指針4-1-1-7

成績評価に当たり、レポート、平常点等の評価を行う際には、個々の学生の 能力及び資質を適正に評価していることが必要である。

「4-3 法学既修者の認定」では、もっぱら総合点の成績のみを勘案して、個別の科目の点数が著しく低い場合も法学既修者として認定することは適切ではないことが明確になるよう解釈指針 4-3-1-2 を新設した。また、飛び入学制度を活用して法学既修者認定する場合の単位数と一括認定の例外として入学までに追加認定することを可能とするように解釈指針 4-3-1-4 (旧解釈指針 4-3-1-3) を修正した。そのほか、当該法科大学院の入学者受入

方針にしたがって試験を実施することが原則である趣旨が明確になるよう解釈指針 4-3-1-6 (旧解釈指針 4-3-1-5) を修正した。

(参考)

解釈指針4-3-1-2

法律科目試験については、各試験科目について最低基準点を設定するなど、 法学既修者として十分な能力を備えた者のみを合格させ、あるいは法学既修者 として認定する措置を講じていることが必要である。

解釈指針4-3-1-4

- (1) 法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律 基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要 である。この場合において、履修免除単位数が20単位を下回らない範囲で 次に掲げる取扱いをすることができる。
 - ア 教育上有益と認められる場合、一括して免除されるべき単位数の中から6単位を限度として、履修免除単位数を減少させることができる。
 - イ 法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目の一部について、 2年次以降に履修することを前提に、法律科目試験の出題範囲に含めず、 履修免除を行わないものとすることができる。
- (2) 飛び入学制度を活用して法学既修者認定試験を実施する場合において、 法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目の履修免除は、履修免 除単位数が20単位を下回らない範囲で次の方法で行われていることが必要 である。
 - ア 法学既修者認定試験において法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべてについて法律科目試験を実施する場合には、履修免除は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。この場合には、(1)アに定めた取扱いをすることができる。
 - イ 法学既修者認定試験において法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目の一部について試験を実施する場合には、履修免除は、法律科目試験を実施した法律基本科目すべての単位を一括して免除することが必要である。この場合において、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目のうち法律科目試験を実施しなかったものについては、法学既修者として認定した者に対して、入学までに当該科目の試験を実施し、これに合格した者に対して当該科目の履修免除を行うことができる。
- (3) 法学既修者であることを理由とする履修免除は、必修の法律基本科目に限って行われていることが必要である。

解釈指針4-3-1-6

学生が入学する法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮

して、法学既修者としての認定を行う<u>に当たり、当該機関が実施する法律科目</u> 試験をもって当該法科大学院の法律科目試験の試験に代えることは認められない。

⑤ 「第5章 教育内容等の改善措置」における主な変更点

「5-1 教育内容等の改善措置」については、改善措置が教育内容・方法に限られないことが明確になるよう、解釈指針5-1-1-1に「(3) 成績評価基準の内容、成績評価の厳格な実施等。(4) 学生に対する教育指導に関する教員の資質能力の向上等。」を追加した。また、解釈指針5-1-1-4を修正し、教育内容等の改善の取組が継続的に実施される必要があることを明確にした。

⑥ 「第6章 入学者選抜等」における主な変更点

基準6-1-1に関して、入学者受入については、入学者受入方針の公表を基準11-2-1の情報の公表にまとめる修正を行ったほか、自校出身者に対する優遇措置とならないための措置が明確になるように解釈指針6-1-3-1を修正した。

また、重点基準6-1-4に関して、解釈指針6-1-4-2について適性試験の成績における入学最低基準点を総受験者の下位から15%を基本として設定し、受験者に周知する必要を示す修正を行った。さらに、法学未修者に対して、法律学の知識の有無を加点事由とすることは適切ではないことを示す解釈指針6-1-4-4-3及び法学既修者の入試科目の明確化と飛び入学制度を活用して法学既修者の入学者選抜を実施する場合の要件を示す解釈指針6-1-4-4を新設した。

(参考)

解釈指針6-1-4-2

入学者選抜において、適性試験の成績が<u>適切に利用されていることを確</u>保するため、次の各号に掲げる措置が講じられていることが必要である。

(1) 適性試験において著しく低い点数の者を入学させないよう、各法科 大学院において、入学最低基準点を設定する必要がある。

<u>その際、入学最低基準点については、総受験者の下位から15%を基本とする。</u>

(2)入学最低基準点は、各法科大学院の募集要項等に明示するなど、受験者に周知することが必要である。

解釈指針6-1-4-3

法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の到達度を測ることができる試験(法学検定試験等)の結果を加点事由とすることは適切ではない。

解釈指針6-1-4-4

法学既修者の入試科目及び出題範囲は、原則として、法学未修者コース 1年次教育の科目及び範囲と等しいことが求められる。 法学既修者の入学試験において、学部3年次生の受験を認めるいわゆる 飛び入学のための試験を実施する場合には、入学後に十分な学修を期待す ることができる適性及び能力をもつ者であることを、学部における成績な どもあわせて考慮して、適確に判定することが求められる。

基準6-2-2については、入学者受入において、所定の入学定員と乖離しない旨の努力義務を、「所定の入学定員と著しく乖離していないこと。」と改め、基準の充足を求めるものとした。その上で、解釈指針6-2-2-1、6-2-2-2及び6-2-2-3を新設し、基準を満たすための要件を示すことにした。

(参考)

解釈指針6-2-2-1

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう必要な措置が講じられている必要がある。

解釈指針6-2-2-2

5年の評価期間中において、評価実施年度における入学定員充足率が50%を下回っており、かつ、他の4年間において入学定員充足率が50%を下回る年度が2回以上あった場合には、原則として、所定の入学定員と著しく乖離していないとはいえない。ただし、基準に適合しているか否かの最終的な判断は、夜間開講や地域性等の個別の事情を勘案して行う。

解釈指針6-2-2-3

双方向的又は多方向的な授業を効果的かつ継続的に実施するため、入学者数が原則として10人を下回らないこと。ただし、基準に適合しているか否かの最終的な判断は、夜間開講や地域性等の個別の事情を勘案して行う。

重点基準 6-2-3 については、競争倍率について数値基準を導入し、解釈指針 6-2-3-2 を新設した。

(参考)

解釈指針6-2-3-2

入学者選抜における選抜機能を十分に働かせるため、入学者選抜における競争倍率は、原則として2倍を下回らないことが必要である。

なお、5年の評価期間中において、評価実施年度に入学者選抜における競争 倍率が2倍を下回っており、かつ、他の4年間において入学者選抜における競 争倍率が2倍を下回る年度が2回以上あった場合には、十分な競争倍率に達し ているとはいえない。

⑦ 「第7章 学生の支援体制」における主な変更点

解釈指針7-1-1-1を修正し、導入ガイダンスや事前学習会等を入学前に実施する場合であっても「学習支援」に含まれることを明確にし、解釈指針7-1-1-4を修正し、教育補助者に当たる者を明確にするようにした。また、解釈指針7-1-1-5を新設し、学習支援において「試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や、理解を伴わない断片的な知識の機械的な暗記をさせる教育など受験技術優先の指導に偏した教育を実施することは適切でない。」として適切でない例をあげた。

(参考)

解釈指針7-1-1-5

解釈指針7-1-1-4にいう各種教育補助者による学習支援において、試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や、理解を伴わない断片的な知識の機械的な暗記をさせる教育など受験技術優先の指導に偏した教育を実施することは適切でない。

⑧ 「第8章 教員組織」における主な変更点

重点基準8-2-1を修正し、専門職大学院設置基準で必要とされる専任教員数に算入可能な専任教員は、法科大学院でのみ専任とされている専任教員である必要があるが、それを超える部分については、他専攻等の専任教員を法科大学院の専任教員とすることが可能であることを明確にし、これに伴い解釈指針8-2-1-1、8-2-1-2及び8-2-1-3を修正した。また、同様に、重点基準8-2-2について、法律基本科目については、いずれの科目についても専属専任教員が置かれている必要があることを明確にするため修正し、これに伴い解釈指針8-2-2-1を修正した。そのほか基準8-2-3、重点基準8-2-4及び基準8-2-5については、基準の内容を明確にする修正を行い、これに伴いそれぞれの解釈指針を修正した。

(参考)

重点基準8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の法科大学院でのみ専任とされている専任教員(以下「専属専任教員」という。)を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき1人の専属専任教員が置かれていること。

解釈指針8-2-1-1

基準8-2-1により専攻ごとに置くものとされる<u>専属専任教員</u>は、専門職学位課程たる法科大学院について 1 専攻に限り専任教員として取り扱われていることが必要である。

解釈指針8-2-1-2

基準8-2-1により専攻ごとに置くものとされる<u>専属専任教員</u>の数の半数以上は、原則として教授であることが必要である。

解釈指針8-2-1-3

法科大学院には、その教育の理念及び目標を実現するために必要と認められる場合には、基準8-2-1に定める数を超えて、<u>専属専任教員</u>が適切に置かれていることが望ましい。

⑨ 「第9章 管理運営等」及び「第10章 施設、設備及び図書館等」における主な変 更点

第9章及び第10章については、法科大学院の形態が多様であることに配慮し、柔軟に対応できるように基準及び解釈指針の修正を行った。

⑩ 「第11章 自己点検及び評価等」における主な変更点

自己点検及び評価を実施するための適当な体制として、法科大学院独自の体制ではなく全学の体制とする場合には、当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されるよう配慮する必要があることが明確になるよう解釈指針11-1-1-1を新設し、旧解釈指針11-1-1-1を解釈指針11-1-1-2とした上で、さらに設定する必要がある評価項目の内容が明確となるよう修正した。

また、旧基準11-1-2では「当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること」とし、旧解釈指針11-1-2-1では「当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者」の要件を示していたが、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行う必要があることを明らかにするとともに、その結果を教育活動等の改善に活用することが望まれるため、旧基準11-1-2及び旧解釈指針11-1-2-1を統合して、解釈指針11-1-1-4を新設した。

(参考)

解釈指針11-1-1-1

法科大学院に関する自己点検及び評価を実施するための適当な体制を、 法科大学院を置く大学において整備する場合には、当該法科大学院の意見 を聴取し、かつ自己点検及び評価の結果が当該法科大学院の教育活動等の 改善に活用されるよう、十分に配慮されていることが必要である。

解釈指針11-1-1-2

「適切な評価項目」として、次の各号に掲げる内容を含む評価項目が設

定されていることが必要である。

- (1)教育の理念及び目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他教育 の理念及び目標の達成状況に関すること
- (2)教育内容及び方法に関すること
- (3) 成績評価並びに進級及び修了の認定に関すること
- (4)入学者に関する受入方針、並びに志願者、受験者及び入学者の数そ の他入学者選抜に関すること
- (5) 収容定員及び学生の在籍状況に関すること
- (6) 学生の学習、生活及び就職の支援に関すること
- (7) 教員組織及び教育能力に関すること

解釈指針11-1-1-4

自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行い、その結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用することが望ましい。

情報の公表については、学校教育法施行規則第172条の2の内容を踏まえ、基準11-2-1を修正し、これに伴い解釈指針11-2-1-1及び11-2-1-3(旧解釈指針11-2-1-2)を公表する必要がある事項が明確になるように修正した。さらに同条の内容を踏まえて解釈指針11-2-1-2を新設した。

(参考)

基準11-2-1

法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

解釈指針11-2-1-1

法科大学院の<u>教育研究活動</u>等<u>の状況については、</u>次の各号に掲げる事項が、毎年度、公表されている<u>必要がある。</u>

- (1) 設置者<u>に関すること</u>
- (2) 教育の理念及び目標に関すること
- (3) 教育上の基本組織に関すること
- (4) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位、教育研究業績及び実務 経験に関すること
- (5) <u>入学者受入方針、適性試験の利用方法、並びに志願者、受験者及び入学</u>者の数その他入学者選抜に関すること
- (6) 収容定員、在籍者の数及び進級の状況に関すること

- (7) 標準修業年限、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 に関すること
- (8) <u>学修の成果に係る評価、並びに進級及び修了の認定に当たっての基準</u>に 関すること
- (9) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境に関すること
- (10) 授業料、入学料その他の法科大学院を置く大学が徴収する費用に関すること
- (11) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- (12) <u>修了者の数並びに司法試験の合格者数及び合格率その他修了者の進路に</u> 関すること

解釈指針11-2-1-2

解釈指針11-2-1-1の各号に掲げる事項のほか、教育の理念及び目標に 基づき学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表しているこ とが望ましい。

解釈指針11-2-1-3

解釈指針11-2-1-1 (4) にいう各教員の教育研究業績及び実務経験には、次の各号に掲げる事項を含むことが必要である。

- (1)研究者教員については、担当授業科目名、主な職歴、及び最近5年間に おける主な研究業績
- (2) 実務家教員については、担当授業科目名、並びに法律実務に関する主な 経歴、実績及び著作
- (3) 専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での主な公的 活動及び社会貢献活動

(2)3巡目期間中における評価基準の変更について

上述したように、平成27年度から法科大学院集中改革期間として文部科学省及び法科大学院特別委員会から順次施策が示されたことにより、平成28年度からの3巡目実施の期間中も毎年のように基準及び解釈指針の改正が必要とされることになった。

① 平成29年度実施分に関する変更

平成28年3月31日付け文部科学省高等教育局長通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について」に基づき、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定する必要があることを基準2-1-1に追加し、策定したディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを公表する必要があることを解釈指針11-2-1-1に追加した。

また、平成28年3月31日付け文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について」に基づき、スタッフ・ディベロップメントについて必要な取組を実施する必要があることについて、基準9-1-2を修正するとともに、解釈指針9-1-2-1を新設した。

(参考)

重点基準2-1-1

<u>法科大学院の課程の修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)並び</u> に教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)を一貫性 あるものとして策定していること。

<u>すなわち、</u>教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

基準9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(基準5-1-1に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

解釈指針9-1-2-1

「教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上 させるための研修」を行うに当たって配慮すべき事項として、例えば次の各号 に掲げるものが考えられる。

- (1) 個々の教職員すべてに対して一律に研修の機会を設けることを義務付ける趣旨ではなく、実施する研修の具体的な対象や内容、形態等については、 当該法科大学院において、その特性や実態を踏まえ、各教職員のキャリア パスも見据えつつ、計画的・組織的に判断されるべきこと。
- (2) 当該法科大学院による独自の研修その他の取組の実施を義務付ける趣旨ではなく、当該法科大学院を置く大学が全学的に実施する研修その他の取組をもって法科大学院の研修その他の取組に代えることを妨げるものではない。
- (3) 当該法科大学院や当該大学以外の関連団体等が実施する研修その他の取組に教職員が参加する機会を設けること。

解釈指針11-2-1-1

法科大学院の教育研究活動等の状況について は、次の各号に掲げる事項が、 毎年度、公表されている必要がある。

- $(1) \sim (6)$ 略
- (7) <u>法科大学院の課程の修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、</u>標準修業年限、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- (8) ~ (12) 略

② 平成30年度実施分に関する変更

適性試験の任意化に伴い、入学者選抜に当たっては、文部科学省が策定する「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に即して実施することとなったことから、解釈指針 6-1-4-1 を修正し、入学最低基準点に関する規定である解釈指針 6-1-4-2 を削除するとともに、解釈指針11-2-1-1 (5)を修正し、情報の公表に関する項目から適性試験の利用方法に関する規定を削除した。なお、この改正については、平成30年度評価中に入試が実施されることに配慮して、特例を認めており、全面的な適用は次年度からとした。

また、専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成15年 3 月31日文部科学省告示第53号)の改正に伴い、入学者に占める他学部出身者又は社会人経験者の割合に関する規定である解釈指針6-1-5-1 (3)を削除した。さらに、修士課程の必要教員数までの範囲内で学士課程との兼務を認め、専任教員数に算出できることとなったことから重点基準8-2-1を修正し、「専属専任教員」という表現を改めて新たに「必置専任教員」という表現を用いることとし、解釈指針8-2-1-1を修正し、それに伴い各基準等の該当表現を改めた。さらに、解釈指針8-2-4-2について、実務家みなし専任教員が年間に担当する授業負担を6単位以上から4単位以上に修正した。

必置専任教員数の考え方について

1. 入学定員が60人以下の法科大学院

法科大学院の必置専任教員数は、修士課程の必置専任教員数を もとに設定されている。

【修士】

研究指導教員(5人)+研究指導補助教員(5人)=10人 【法科大学院】

研究指導教員(5人×1.5=7人)+研究指導補助教員(5人)=12人 法科大学院については、専門職学位課程であることに鑑み、修士 課程よりも必置とされる専任教員が多くなるよう規定されている。 すなわち、修士課程との差分である2人がこれに当たる。

法科大学院について上乗せして規定されている修士課程との差分である2人以上は法科大学院でのみ専任とされる専属専任教員を 法科大学院における必置専任教員として配置する必要がある。

(例) 入学定員が 60 人以下の法科大学院 1 2 3 4 5 6 7 8

専属 必置内兼務可能専任教員

専属 必置内兼務可能専任教員 2人以上 → 10 人までは学士課程との兼務可能

2. 入学定員が 60 人を超える法科大学院

収容定員に応じて設定されている。

【修士】学生 20 人につき 1 人の専任教員を必置 収容定員(240 人)÷20=12 人

【法科大学院】学生 15 人につき 1 人の専任教員を必置 収容定員(240 人)÷15=16 人

法科大学院について上乗せして規定されている修士課程との差分である4人以上は法科大学院でのみ専任とされる専属専任教員を 法科大学院における必置専任教員として配置する必要がある。

(例) 収容定員 240 人の法科大学院 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16

専属 必置内兼務可能専任教員 4人以上 → 12人までは学士課程との兼務可能

(参考) 規模別必置専任教員数

2	多名)					
	入学定員	収容定員	修士課程	法科大学院	=+	~ +
	(A)	(A) ×3	必置専任教員数 (M)	必置専任教員数 (P)	うち、 専属専任教員数 (P)—(M)	うち、 兼務可能 専任教員数
	60 人	180 人	10 人以上	12 人以上	2 人以上	10 人以内
	80 人	240 人	12 人以上	16 人以上	4 人以上	12 人以内
	100人	300 人	15 人以上	20 人以上	5 人以上	15 人以内
	160 人	480 人	24 人以上	32 人以上	8 人以上	24 人以内
	240 人	720 人	36 人以上	48 人以上	12 人以上	36 人以內

9 10 11 12

③ 令和元年度実施分に関する変更

専門職大学院設置基準の改正に伴い、教育課程については状況の変化に対応した不断の見直しを行う必要があることが明確となるよう、解釈指針2-1-1-1を修正した。また、教育課程の見直し等を審議する教育課程連携協議会に関する基準を新設することに伴い、第5章の表題を「教育内容等の改善措置」から「教育内容

等の改善措置及び教育課程の見直し等」に改め、「5-2 教育課程の見直し等」を新設するとともに、基準5-2-1、解釈指針5-2-1-1及び5-2-1-2を新設した。

また、平成30年6月14日付け文部科学省高等教育局専門職大学院室事務連絡「法科大学院入学者選抜における既修者認定の取扱いについて」において、早期卒業による入学者についても、飛び入学者と同様に法学既修者認定における一括して免除する方法の例外を認める旨の通知があり、基準4-3-1の「飛び入学制度を活用して」に早期卒業による入学者も含める旨の取扱いをすることとした。(法科大学院認証評価委員会平成30年6月28日決定)

(参考)

解釈指針2-1-1-1

法科大学院の教育課程は、<u>法科大学院が</u>司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関<u>であることを</u><u>踏まえて</u>、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成され、かつ、状況の変化等に対応した見直しが行われることが必要である。

基準5-2-1

法科大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しが、専門職大学院設置基準第6条の2に規定された教育課程連携協議会を設け、その意見を勘案しつつ、適切な体制を整備した上で実施されていること。

解釈指針5-2-1-1

法科大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しを行うに 当たっては、次に掲げる事項について教育課程連携協議会で審議することとさ れている必要がある。

- (1) 授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施 状況の評価に関する事項

解釈指針5-2-1-2

教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する必要がある。この場合において、(1)から(4)に掲げる者をそれぞれ1人以上含み、かつ、教育課程連携協議会の構成員の過半数は当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者とする必要がある。ただし、(3)及び(4)に掲げる者については当該法科大学院の判断により置かないことができる。

- (1) 当該法科大学院の専任教員ただし、当該法科大学院が必要と認める場合は、専任教員以外の教職員を加えることができる。
- (2) 法曹としての実務の経験を有する者
- (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

(4) 当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者項

④ 令和2年度実施分に関する変更

連携法等の改正及びこれに基づく政省令の改正により、令和2年度から連携法曹基礎課程(以下、「法曹コース」という。)が設置されることになり、同時に法科大学院教育に求められる法曹としての資質及び能力が具体的に規定されることになった。この改正は、年次進行により徐々に改正し、令和4年度から本格実施されるものである。当機構としては、令和2年度が3巡目実施最終年度にあたることから、令和2年度施行分の法令改正のみに対応する評価基準の改正を行い、それ以外の改正部分については4巡目における評価基準の策定にまわすこととした。なお、学校教育法第109条第5項の新設に伴い、従来の評価基準への「適格認定」を「適合認定」へと改めた。このほか、法令改正に伴い語句を修正している。

まず、法科大学院への進学方法として連携法及び専門職大学院設置基準により早期卒業による入学が明示されたことを踏まえ、教育課程の編成について、飛び入学だけでなく早期卒業による入学者への配慮を明確にするように解釈指針2-1-1-2を修正した。なお、早期卒業による入学者については、入学者選抜等において飛び入学とともに追加した。

次に、連携法及び専門職大学院設置基準の改正により法科大学院において涵養すべき法曹として必要とされる学識及び能力が具体的に示されたことに伴い、重点基準 2-1-4 を改正し、教育課程の編成について法令に適合するようにした。また、展開・先端科目について、司法試験の選択科目すべてを開設する努力義務を示すため、解釈指針 2-1-8-2 を新設した。同様に、授業の方法についても専門的学識とその応用能力を涵養するために必要な方法について解釈指針 3-2-1-3 を修正した。

(参考)

解釈指針 2-1-1-2

学校教育法第89条の規定により大学を卒業(以下「早期卒業」という。)して 法科大学院に入学しようとする者及び学校教育法第102条第2項の規定により 法科大学院に入学(以下「飛び入学」という。)しようとする者を法学既修者と して認定する場合には、法科大学院教育の段階性及び<u>体系性</u>を維持するため、 カリキュラムの適切な編成及び学修指導に十分な配慮がされる必要がある。

重点基準2-1-4

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

法律基本科目については、連携法第4条第1号に規定する専門的学識(専門

的な法律知識その他の学識をいう。)を涵養するための教育を行う科目(以下「基礎科目」という。)を履修した後に、同条第2号に規定する応用能力(法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。)を涵養するための教育を行う科目(以下「応用科目」という。)を履修できるよう段階的・体系的な教育課程とすること、また、他の科目群は、法律基本科目の学修に応じて段階的・体系的に学ぶことができるよう教育課程を編成すること。

解釈指針2-1-8-2

展開・先端科目においては、法曹となろうとする者に必要とされる専門的な 法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力を涵養するための教育を行う 科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関 係法(公法系)及び国際関係法(私法系)の全てを開設するよう努めている必 要がある。

解釈指針3-2-1-3

「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、<u>専門職大学院設置基準第8条第1項に規定する方法のほか、連携法第4条第2号及び第3号に規定する論述</u>の能力その他の専門的学識の応用能力を涵養するために必要な方法をいう。

成績評価及び修了認定に関しては、成績評価基準は学生に周知されているだけでなく、公表されていることが明確になるように重点基準4-1-1 (2) を修正した。

入学者選抜については、連携法改正により、重点基準6-1-4を「入学者選抜に当たっては、入学者が連携法第4条各号に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価され、判定されていること。」に修正した。また、入学者選抜の実施方法や実施時期に関して、法学以外の教育課程の修了者及び修了予定者、社会人、早期卒業による入学者及び飛び入学者に対する配慮を求められたことから、解釈指針6-1-5-1に追加した。

情報の公表については、連携法及び専門職大学院設置基準の改正により、解釈指針11-2-1-1を修正し、「入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に在籍した者のうち年度途中に退学した者の占める割合に関すること」などを追加するとともに、解釈指針11-2-1-4、11-2-1-5及び11-1-2-6を新設した。

(参考)

解釈指針6-1-5-1

多様性を確保するため、入学者選抜において、次の各号に掲げる措置が講じられていることが必要である。

(1) 大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動 等の実績を適切に評価するよう努めていること。

- (2) 実務等の経験を有する者については、多様な実務経験及び社会経験等を 適切に評価するよう努めていること。
- (3) 入学者選抜の実施方法や実施時期に関して、就業者その他の職業経験を 有する者及び、法学を履修する課程以外の大学の課程を修了し、又は修了 予定である者に対して適切に配慮するよう努めること。
- (4) 入学者選抜の実施方法や実施時期に関して、早期卒業して入学しようと する者及び飛び入学しようとする者に対して適切に配慮するよう努めるこ と。

解釈指針11-2-1-1

法科大学院の教育研究活動等の状況については、次の各号に掲げる事項が、 毎年度、公表されている必要がある。

- $(1) \sim (6)$ 略
- (7) 法科大学院の課程の修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施 に関する方針、<u>教育課程を履修する上で求められる学識及び能力、</u>標準修 業年限、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する こと
- (8) 学修の成果に係る評価、並びに進級及び修了の認定に当たっての基準及び実施状況に関すること
- $(9) \sim (11)$ 略
- (12) 修了者の数、入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める 割合及び年度当初に在籍した者のうち年度途中に退学した者の占める割合 に関すること
- (13) 司法試験の合格者数及び合格率その他修了者の進路に関すること

解釈指針11-2-1-4

解釈指針11-2-1-1 (7) にいう授業科目には、法律基本科目における 基礎科目及び応用科目並びに解釈指針2-1-8-2に定める科目として開設 するものの名称を含むことが必要である。

解釈指針11-2-1-5

解釈指針11-2-1-1 (11) には、修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関することを含むことが必要である。

解釈指針11-2-1-6

法曹養成連携協定を締結している場合は、文部科学省が策定する「法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン」に示されている教育課程等の情報を公表することが必要である。

(3)3巡目における認証評価の種類・方法等について

当機構における法科大学院認証評価の体制及び実施方法は、基本的に2巡目と同様である。なお、法科大学院評価基準要綱で規定している予備評価については、上述のとおり、法科大学院の募集停止が進むばかりで新設されることはなかったため、2巡目以降実施していない。令和元年度の連携法の改正により、文部科学大臣と法務大臣は、法科

大学院の収容定員数について協議することになったこと(連携法第13条第4項)、また、法科大学院の新規設置については10年間(期限の伸長も想定される。)認めないこととされ、収容定員の総数は2,253人を上限とすることとされた(大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)の改正)ことに鑑みると、予備評価の必要性は今後の検討事項となろう。

認証評価の実施手順は、法科大学院を置く大学からの申請に基づき、当該法科大学院の評価を実施することとし、その手順は、①各法科大学院の自己評価等を踏まえ、法科大学院の教育活動等の状況を分析し、各基準を満たしているかどうかの判断を行う、②①の結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの判断を行う、③基準ごとの分析・判断の結果に基づき、法曹養成の基本理念及び当該法科大学院の目的等に照らし、教育活動等の優れた点や改善を要する点等について明らかにする、というものである。

評価においては、評価委員会の下に評価部会を置き、評価実施手引書に基づき、書面調査及び訪問調査を実施する。書面調査は、自己評価実施要項に基づき当該法科大学院が作成する自己評価書等を分析・調査し、訪問調査は、訪問調査実施要項に基づき、評価担当者が当該法科大学院を訪問し、書面調査では確認することのできない内容等を中心に調査をするものである。訪問調査のスケジュールは、おおよそ下記のとおりであるが、対象法科大学院の規模、調査内容等により時間配分等は変更されることがある。

訪問調査スケジュール(例)

下記スケジュールはこれまでの評価におけるものに基づく一例であり、実際のスケジュールは、 対象法科大学院の規模や調査内容等により、各事項の順序や時間配分などが異なります。

〈第1日目〉

事 項	時 間
訪問調査ミーティング	60分程度
法科大学院関係者(責任者)との面談	60分程度
学習環境の状況調査	30分程度
教育現場の視察 根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認	150分程度
在学生、修了者との面談	60分程度

〈第2日目〉

事 項	時間
訪問調査ミーティング	60分程度
法科大学院の一般教員等との面談	60分程度
教育現場の視察 根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認	120分程度
法科大学院関係者(責任者)との面談	45分程度
訪問調査ミーティング	45分程度
法科大学院関係者(責任者)への訪問調査結果の説明 及び意見聴取	60分程度

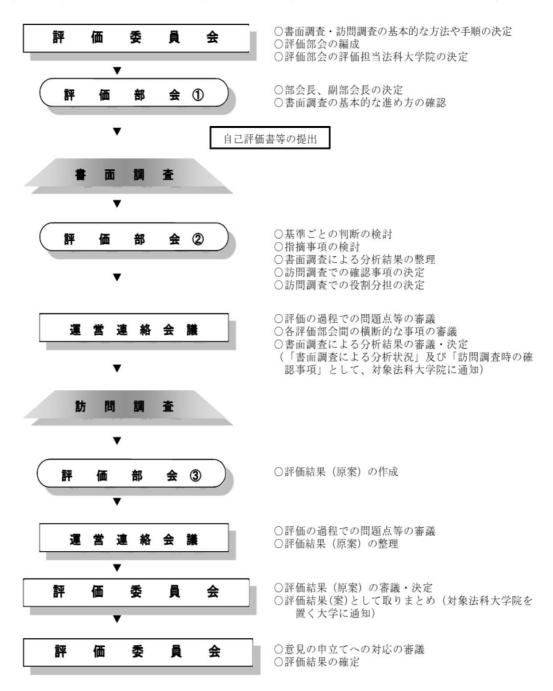
また、評価部会のほかに教員組織調査を実施するための専門部会を評価委員会の下に置き、評価基準第8章の基準を満たしているかどうかの判断を行うため、法科大学院の専任教員等について、担当する授業科目の内容に即して、当該授業科目を担当するにふさわしい教育上の経歴・経験、研究実績、職務上の実績等を有しているか調査を実施した上で、当該法科大学院の教員組織に、教育上適切な教員が配置されているか確認するものとしている。

評価結果を確定する前に、評価結果(案)を当該法科大学院を置く大学に通知し、その内容等に対する意見の申立てをする機会を設け、意見の申立てがあった場合は、再度審議を行った上で、評価結果を確定する。なお、意見の申立てのうち適合と認定されない評価結果(案)に対する意見の申立ての審議を行うに当たっては、評価委員会の下にその年度の評価に加わらない者からなる専門部会を置き、評価委員会は、その議を踏まえて評価結果を確定するものである。

なお、評価委員会の下に運営連絡会議を置き、評価部会等における横断的な事項の審議、評価結果(原案)の調整、評価基準及び評価方法等に関する改善案の評価委員会への提案を行うこととなっているが、運営連絡会議については、評価委員会との重複審議がほとんどであり、その役割について再度検討することが必要であろう。

法科大学院認証評価 (本評価) のプロセス

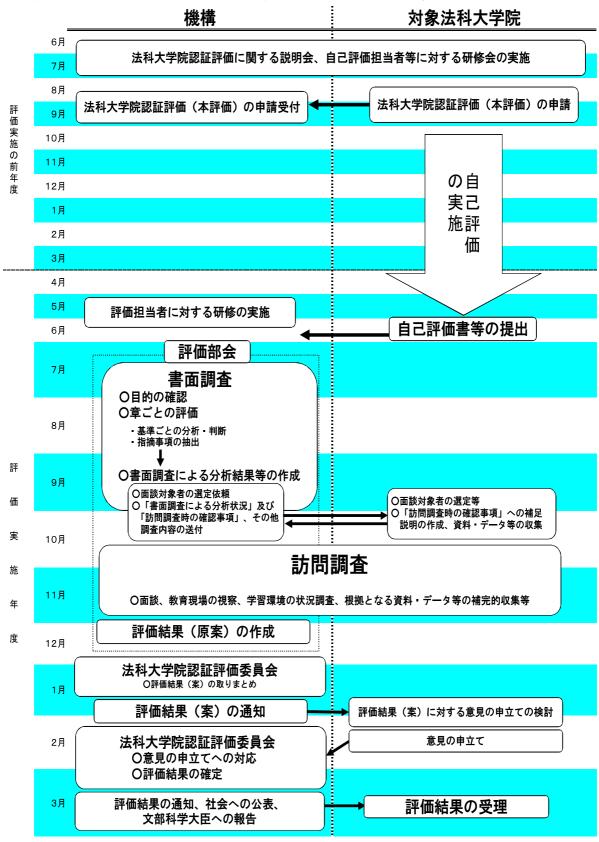
※ 原則として、下記プロセスで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



適合と認定されない評価結果(案)に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に意見申 立審査専門部会を置き、審議を行った上で、評価委員会において評価結果を確定します。

法科大学院認証評価(本評価)のスケジュール

※ 原則として、下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



(4)評価結果及び指摘事項について

評価部会は、書面調査による分析結果及び訪問調査で得られた知見に基づき、各基準について満たしているかどうかの判断を行い、さらに、各基準の判断結果を総合的に考慮して、対象法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かを判断し、その結果を評価結果(原案)として取りまとめ、当機構が定める評価基準に適合していないと判断した場合はその理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を記述することとしている。

指摘事項を抽出する際は、下記の考え方を参考にすることとしている。

優れた点	法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れ
愛40た点	ている取組と判断されるもの
特色ある点	「優れた点」とまではいえないが、特色ある取組であり、今後
村田のつ点	も継続して実施することが期待されるもの
留意すべき点	「改善すべき点」とまではいえないが、注意を促す必要がある
田息り、2日息	と判断されるもの
	基準を満たしていないとまではいえないが、法曹養成の基本理
改善すべき点	念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断
	されるもの
是正を要する点	基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの

4 平成28年度から令和2年度までに実施した法科大学院認証評価の実施状況

(1)評価結果の状況及び特徴

3巡目実施において評価結果が不適合とされた法科大学院は、当機構が認証評価を実施した20大学中3大学であった。これら3大学に共通する重点基準違反は、「1-1-2教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。」及び「11-1-1 法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価(以下「自己点検及び評価」という。)を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。」であった。

共通するのは、直近5年間の司法試験合格率が全国平均の2分の1に満たない年度があることなどから、法科大学院の教育を通じて教育の理念及び目標が達成されているとはいえない状況が認められるところ、すでに学生募集を停止している又は次年度から学生募集の停止を決定することが決まっていることから、自己点検及び評価等を通じた教育の改善が見込めないことである。

また、これら 3 大学については、入学定員充足率について多くの年度で50%を下回っており、入学者数が10名を下回る年度もある状況であった。さらには入学者選抜における競争倍率についても 2 倍を下回っていたため、3 大学のうち既に学生募集を停止している 1 大学を除く 2 大学については基準 6 - 2 - 2 及び重点基準 6 - 2 - 3 違反とされ

た。

学生募集の停止については、これ以上の改善を今後望むことができないのは明らかであり、3巡目実施に当たり、重点基準違反がある場合に不適合の評価をすることはやむをえなかったといえる。しかしながら、後述のアンケートによると、このような評価の在り方により、すでに募集停止した法科大学院に対して認証評価を実施する意義が対象大学からも評価担当者からも問われることになっている。募集停止により数値的な指標の改善は望めないのは明らかであることからすると、募集停止の法科大学院については、募集停止後も教育の質が維持されているかどうかを中心に評価を実施するなどの工夫が検討されるべきかもしれない。上記に述べた重点基準違反がある大学であっても、なお努力を継続し、改善を図ろうとしているところもあり、その努力についてはなんらかの評価をなすべきであろう。

(2)2巡目における指摘事項の改善状況

2巡目に指摘された改善すべき点等は、概ね3巡目実施においては改善されており、 再度指摘されることにはなっていない。これは、2巡目実施後の年次報告書等の提出に よる効果があるものと認められる。

しかしながら、成績評価に係る改善すべき点については、同様の状況が継続している もの、2巡目で指摘された授業科目とは別の授業科目で同様の事態が認められるなど改 善すべき点としての指摘がほとんどの場合継続している。さらに、2巡目で指摘されな かった法科大学院において新たに指摘される事例も認められた。

成績評価に関して指摘されている点としては、成績評価の考慮要素の在り方、平常点の評価が不適切である、特に一律満点又は満点に近い評価となっている、絶対評価による成績について評価基準が不均質である、相対評価による成績についてあらかじめ申し合わせた割合から逸脱しているなどがある。

これらの問題が改善しない、又は新たに生じる基本的な要因は、個々の教員が教育の 自由を信条とし、成績評価についても教員の裁量に完全に委ねられていると誤解してい ることに基づくものではないかと考えられる。また、法科大学院のなかには、成績評価 の在り方と教育の質保証及び修了者の質保証との関係を十分に理解できていないところ があることも推測される。3巡目実施に当たってはまだ重視されていなかったが、近年、 文部科学省中央教育審議会の各種部会等で強く要請されている教学マネジメント及び内 部質保証の観点からすれば、修了者についてどのような資質・能力を備わせるのかとい うことを具体的に示した学位授与の方針(以下、「ディプロマ・ポリシー」という。)の もと、教育課程編成の方針(以下、「カリキュラム・ポリシー」という。)を具体的に定 め、個々の授業科目をカリキュラム・ポリシーの中で段階的かつ体系的に位置づけつつ、 それぞれがどのような資質及び能力をどの程度到達することを目標としているかを明確 にしていることを前提に、法科大学院全体として成績評価の各標語が授業科目の目標と の関係でどの程度の到達度により評価されるのかを教員間で共有することが強く求めら れるといえる。この場合、平常点の評価についても、平常点が学生のどのような資質・ 能力についての評価をするものであるかを明確に意識することで、不分明な評価、一律 又はそれに近い評価になることが回避されるものと思料される。

なお、令和元年度の連携法の改正により、法科大学院において修得すべき法曹として必要とされる資質及び能力として、法律基本科目における専門的学識及びその応用能力並びに実務に必要な学識及びその応用能力が法律上明確に示されたこと、法律基本科目にあっては専門的学識の涵養を中心とする基礎科目と応用能力の涵養を中心とする応用科目の段階的学修が求められていること(連携法第4条第1号)及び機関別認証評価において内部質保証が重点評価項目となったことなどからすると、個々の法科大学院の特色に応じて個々の授業科目の到達目標が異なることはあるとしても、法律基本科目にあっては専門的学識及びその応用能力、法律実務基礎科目にあっては実務に必要な学識及びその応用能力が到達目標の中核に据えられ、到達目標に対する達成度をどのように評価するのかという観点から成績考慮要素が示され、それぞれの考慮要素ごとに到達度を測るという成績評価が今後実施されることが予想される。

当機構としては、上記の点が適切に実施されているかを評価基準に組み込むことで、2巡目から継続して3巡目実施でなお問題となった成績評価における指摘事項の改善が進むものと考える。これに関連して、修了者の質保証は司法試験の合格状況により示されるとの意見もあるが、修了者が当該法科大学院の授業により修得された学識及び能力により合格しているとの事実を的確に社会に対して説明するためにも、成績評価の在り方とこれに対する認証評価の在り方は重要なものと考えられる。

(3)3巡目における指摘事項の状況

3巡目実施においては、司法試験の合格率、入学定員の充足率、入学者選抜の競争率などについて新たに数値目標を明示し、評価基準の判断において使用することになった。ただし、これらの数値については、法科大学院それ自体に問題があり数値が悪い場合もあるが、法科大学院の問題だけでなく、外部的環境(例えば、地方大学、小規模、夜間開校、法曹志望者数の低減等)により数値が伸び悩む場合もありえ、外部的要因が大きい場合には、是正又は改善が困難であることもありうる。このため、3巡目実施でこれらの数値に関して指摘された法科大学院の状況を年次報告書等から判断すると、是正又は改善が認められた場合もあるが、なお指摘された問題点が継続して残ったままの法科大学院も認められた。

確かに客観的指標を用いることは、認証評価の公平性及び妥当性を確保する上で適切なものではあるが、認証評価の目的の一つである教育の質の維持及び向上の支援という観点から見ると、たんに客観的な数値それ自体をもって基準違反等を指摘するだけでは不十分であり、当該法科大学院が質の維持及び向上のためにどのように現状分析を行い、分析結果に基づき対応したかを認証評価において確認する必要があろう。これにより、法科大学院における各種取組が法科大学院が抱える課題に対して適切なものとなっていることを明らかにでき、認証評価の目的の一つである法科大学院の教育の質の維持及び向上を支援することが可能になるのではないかともいえ、今後検討すべき事項といえる。

3巡目実施において優れた点及び特色ある点と指摘された事項は、実務家教員がすべて一定の経験年数である、リサーチ・ペーパー等研究者養成のための授業科目が開講されている、司法試験の合格率が優れている、教員のサバティカル取得の実績があるなどであり、大部分は客観的な観点からの指摘となっている。このような指摘の在り方は、

法科大学院にとっては意義があることかもしれないが、対外的な説明という点ではなお問題を残す。例えば、当該法科大学院の教育に関与する実務家の専任教員の実務経験が全員15年以上であるとして、これが当該法科大学院の教育の質にどのように関係するのかは一般の人には理解しがたい。対外的な教育の質の説明としては、実務家専任教員の実務経験の長さが当該法科大学院における教育にどのように作用して教育の質に資するものとなっているかであろう。同様のことは、研究者教員がサバティカルを取っていることにもいえる。

法学研究者養成という面で法科大学院において研究者養成のための授業科目を開講することは有意義であるが、たんに当該授業科目を履修した者がいるだけでは十分ではなく、修了者のなかに研究者の道に進んだ者がどのくらいいるかの方が対外的な説明という点では重要である。例えば、ある大学の優れた点としての指摘に「法学研究者となることに興味を持っている学生を対象に、法学研究の魅力を伝える研究案内講演会を実施するなど研究者養成に関する取組が実施されており、修了者のうち助教として採用された者が50人を超えている。」というものがあるが、こうした指摘が対外的説明として有益であり、社会に対する説明責任を果たすものといえる。

また、司法試験の合格率等については、たんに合格率が優れている旨の指摘では他大学の取組の参考にはならず、社会に対する説明としても十分なものとはいえない。当該法科大学院の教育力の高さにより合格率が優れているとの説明と、その評価が必要であろう。入学者の受入れから法科大学院における教育課程を経て修了者の輩出に至るまでの過程において、当該法科大学院がどのような取組を行い、それがどのように成果を上げているのかを明らかにして初めて他の法科大学院の参考になる上、社会にして法科大学院における教育の質等を適切に説明するものと考えられる。

また、特色ある点については、一律の条件に該当するかどうかにより判断するのでは なく、当該法科大学院が目標・理念として掲げる内容に関連するものを適切に取り上げ、 それらが実現されている旨の指摘をする方が、個々の法科大学院の個性の伸長に資する のではないかと考えられる。例えば、「修了者を対象とした海外派遣、海外からの招聘教 員が行う授業科目の開講等、当該法科大学院が教育の理念・目標で掲げる先端的・国際 的法分野においても活躍できる法曹を養成するための取組が充実している。」、「当該法科 大学院では、授業科目『中小企業法』及び『中小企業向け法律相談』において、教育の 理念及び目標に適った教育が実施されている。」、「法曹の職域拡大に向けた『次世代型グ ローバル・ビジネスロー教育プログラム』を実施し、当該法科大学院の3つの目的に即 して、多様な授業科目を開設し、海外インターンシップによるアジア法務の実体験の機 会を提供するなど、ビジネスロー教育の充実に努めている。」及び「場所的・時間的障害 を解消するため、ICTの活用により、出張先等の遠隔地から教室で行われている授業 に同時参加できる制度及び他法科大学院の授業科目の受講機会が提供されているほか、 社会人学生の個々の状況に応じたきめ細かな学生支援がなされているなど、社会人学生 の特性に応じた取組が実施されている。」などは、それぞれの法科大学院の個性又は特色 を示すものとして意味あるものといえよう。

複数の法科大学院において、独自の奨学金制度の導入が特色ある点として指摘されている。これは、3巡目実施と同時並行的に法科大学院の集中改革期間があり、そこで経

済的負担の軽減が問題とされたこととも関係している。3巡目実施については、これを特色ある点とすることは適切であったといえるが、連携法及び専門職大学院設置基準の改正により、経済的支援に関する事項が新たに公表事項として明確化されたことを考慮するならば、4巡目においてこれをあえて特色ある点として取り上げる意義があるかどうかは検討を要する。経済的支援についても、他大学と異なる特色が認められる制度を導入し、法科大学院の人材養成目的に即した修了生を輩出するなどなんらかの特色ある成果を上げていることをより重視すべきである。

そのほか3巡目実施に当たり特色ある点として指摘されたものとしては、法科大学院の入学者の多様性の確保に関係するものとして、「入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、社会人・他学部卒業者を対象とした社会人・他学部卒業者特別選抜(未修)を実施している。」、「入学者選抜において、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう、社会人又は大学等において法律関係以外の学科を卒業又は卒業見込みの者を対象とする特別選抜を実施している。」など、社会人及び他学部出身者のための特別選抜を実施していることが多数の大学で認められる。

学生支援に関するものとしては、優れた点として「学生1人に対し、複数のアドバイス教員が配置されており、履修上、生活上の相談に個別に応じている。」及び「学生相談室における臨床心理士の資格を有するカウンセラーによる相談、保健室における診療や健康相談が利用しやすいものとされており、学生生活に関する支援に努めている。」という指摘がある。また、特色ある点としては、「主として法学未修者用に法律基本科目の授業全体をビデオ収録し、授業後に自習室で不明箇所の録画を再生することができる「お助け君ノート」を開発しており、復習を効率的に行うことができるよう学習支援の体制が整備されている。」及び「学習相談のみならず、学生が研究科で過ごす中で生じる様々な問題の相談窓口となるコンタクト・ティーチャー制度を整備している。」がある。

改善すべき点として指摘されたもので特徴的なことは、学生の成績評価の分布状況等の共有について、兼担及び兼任教員まで含めて図っていない法科大学院が多かったことである。学生の成績状況の共有は、成績評価基準の共有の前提としても重要であるだけでなく、個々の教員の授業及び成績評価の在り方を省みる機会を提供するものであり、教育の内部質保証の点からも重要であり、今後改善されることが望まれる。

(4)教員組織調査の状況

当機構における法科大学院認証評価では、平成16年度に設置された法科大学院の完成年度経過(平成19年度)以降において、評価基準第8章の基準を満たしているかどうかの判断を行うため、評価部会とは別に教員組織調査専門部会を設置し、専任教員等の担当授業科目との適合性を調査してきた。これは、3巡目実施においても同様である。3巡目実施において不適合とされた専任教員は、法律基本科目については1大学1教員にとどまる。先端・展開科目では2大学2教員に認められるが、これらはいずれも先端・展開科目の授業科目数を無理に拡張しようとしたとも考えられる状況であった。そのほか、不適合とされた教員は、兼担・兼任教員でかつ導入科目であった。合計しても5大学6名であり、2巡目における4大学18名より大幅に減少している。

不適合の理由は、研究者の専任教員及び兼担・兼任教員では研究業績不足であり、実

務家教員では実務経験の不足であった。

教員の科目適合性については、当機構が法科大学院に対して説明会で示している「科目適合性に関する判断の目安等について」(法科大学院認証評価委員会決定)においても抽象的な基準(例えば、当該授業科目を担当するに相応しい教育研究業績等の有無など)のみしかないため、各法科大学院と評価担当者との間に齟齬が生じやすい側面がある。もっとも、3巡目ともなり、その齟齬も次第に縮小されてきており、むしろ問題となったのは、なんらかの理由により科目展開を多様にしようと無理をしたことによる側面が大きい場合が多く、法科大学院における判断が適切なものとなりつつあると認められる。

教育の質保証という面から見れば、まずは各法科大学院において、教員の任用、昇任 及び授業科目担当について、当該法科大学院が目指す教育の観点から客観的な基準を策 定し、これにより教員の任用、昇任及び授業担当の判断をすべきものである。認証評価 機関としては、これらの基準自体の適切性、設定された基準により教員の任用、昇任及 び授業科目担当の判断が適切になされているか、また専任教員について研究業績のみな らず教育業績についても定期的な評価がなされているかを確認すれば足りる。各法科大 学院が設定した基準の適切性は、最終的には教育の質の維持及び向上に反映されるはず であり、内部質保証が機能していれば、外部質保証に対応するために受審大学がそのた めの労力を過大に費やすべきものではなかろう。もっとも、当機構の評価方法が抽象的 にせよ示されたことで、この点について、各法科大学院における質保証の取組がやや薄 くなっている可能性も否定できない。こうした状況を踏まえれば、各法科大学院におい て、従来当機構が示してきた教員の科目適合性の基準を最低限度の基準としつつ、これ を基礎として当該法科大学院の目標又は教育方針に適合した教育力に関する基準を付加 するなど法科大学院ごとに適した基準を策定してもらい、これに従った教員の任用、昇 任及び授業科目担当の適格性の判断がなされていることを認証評価において確認する方 向を検討すべきである。

(5)年次報告書等におけるフォローアップについて

① 年次報告書及び対応状況報告書

年次報告書は、認証評価後のアフターケアとして、次の評価を受けるまでの間、 毎年度、調査実施年度に適用される評価基準の重点基準に関する事項の状況につい て提出を求めるものである。あわせて、この間に評価基準の重点基準が改正された 場合は、新たな評価基準に適合しているかどうかの調査を行うことで、評価基準の 継続的な適合性を担保することを期待している。また、評価において満たしていな いとされた基準がある場合は、対応状況報告書の提出を求めることとし、改善状況 を把握することとしている。

年次報告書及び対応状況報告書の調査は年次報告書等専門部会において行われ、 年次報告書を調査した結果、教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般 について、重要な変更又は状況の変化があると認めた法科大学院については、当該 法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、すでに公表した評価結果 に「変更又は変化の内容」を付記するものとし、対応状況報告書等を調査した結果、 評価において満たしていないとされた基準に係る対応状況について、当該法科大学 院を置く大学の意見を聴いた上で、すでに公表した評価の結果にその対応状況を付 記するものとしている。

2巡目の年次報告書の調査に当たっては、「教育課程又は教員組織について、重要な変更があると認めた」場合に、「変更内容」を付記するとしていたものを上記のとおりに修正した。これは、平成27年3月31日付け文部科学省高等教育局長通知「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について」を踏まえ、法科大学院の教育活動全般をフォローアップすることを目的としたものである。

② 付記事項等について

3巡目実施では、法科大学院を取り巻く環境が大きく変化したこと、とりわけ法曹志望者の減少による法科大学院受験者数の減少の影響が大きく、入学者選抜における競争倍率の低下、入学定員の未充足等が認められることが増えたことから、これらの点を中心に付記されることが多く認められた。また、司法試験合格率の低下等も法科大学院における教育活動全般に問題がありうることを示しており、場合により付記されうるが、書面調査のみであるため、実質的な問題点を指摘することは困難である。

また、入学者選抜の実施状況、学生の在籍状況、司法試験の合格率等は、各法科大学院及び文部科学省又は法務省の資料等により公表されるものであることを考慮すれば、これらの点を書面で調査することの意義を再検討することが必要である。さらに、重点基準違反が認められた場合、当該法科大学院を置く大学に通知することとなっているが、書面において調査できる重点基準違反は、専任教員数、必修科目等の欠落など形式的に判断できるものであり、同様に実質的な判断が困難であり、教育の質の維持及び向上に資する度合いは低いものと思料される。

満たしていないとされた基準に対する対応状況を報告する対応状況報告書については、認証評価において適合と認定したことを前提とするものであり、かつ書面による報告及びその調査を行うものでしかない。したがって、報告書の文面で専門部会委員が合理的であるとの判断をすれば、対応済みと判断され、教育活動の実態まで踏み込んだ判断は困難である。

また、ごく一部の法科大学院では、改善方策を検討中である旨の報告を継続的に報告するのみであり、そこに真摯な対応の検討がなされているのか不分明である事案も見受けられた。こうした状況を踏まえ、また、平成30年度から専門職大学院に教育課程連携協議会の設置が義務づけられたことを考慮すると、年次報告書及び対応状況報告書については、具体的な対応状況について教育課程連携協議会での検討内容をも含めて報告するようにするなど、当該法科大学院の内部質保証が実質的に機能していることを前提として判断することが望ましいとも考えられる。

なお、令和3年度から適用される4巡目の認証評価においては評価基準が大きく変わることから、3巡目を受審した大学についてのフォローアップとしての年次報告書及び対応状況報告書の提出は、令和3年度をもって終了することとした。また、令和3年度における調査においては、すでに募集停止をした法科大学院には学生の

受入に係る付記事項は付さないこととし、もっぱら在学生の教育及び修了生の質の 確保に係るものに限定することとした。

- 5 平成28年度から令和2年度までに実施した法科大学院認証評価制度及び実施状況に関するアンケートからみた検証
 - (1)基準及び解釈指針について

基準及び解釈指針について、まず評価担当者に対するアンケートを見ると、全体として概ね9割が教育の質保証及び教育の改善に対して適切であると回答している。

【評価担当者】教育活動等の質を保証するために適切であったか

(5:強くそう思う ~ 3:どちらとも言えない ~ 1:全くそう思わない)

年度	5	5	4	1	Ġ	3	2	2	1	L	스크	平均
午及	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	合計	平均
H28	-	-	-	ı	-	_	-	ı	-	1	-	_
H29	2	13%	12	80%	1	7%	0	0%	0	0%	15	4.07
H30	8	22%	24	65%	3	8%	2	5%	0	0%	37	4.03
R 01	2	33%	4	67%	0	0%	0	0%	0	0%	6	4. 33
R 02	2	29%	5	71%	0	0%	0	0%	0	0%	7	4. 29
合計	14	22%	45	69%	4	6%	2	3%	0	0%	65	4.09

【評価担当者】教育活動等の改善を促進するために適切であったか

(5:強くそう思う ~ 3: どちらとも言えない ~ 1:全くそう思わない)

年度	5	5	۷	1	3	3	2	2]		合計	平均
十段	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	口面	平均
H28	-	1	1	1	_	-	_	1	1	-	-	_
H29	1	7%	11	73%	3	20%	0	0%	0	0%	15	3.87
H30	7	19%	26	70%	3	8%	1	3%	0	0%	37	4.05
R 01	2	33%	4	67%	0	0%	0	0%	0	0%	6	4. 33
R 02	1	14%	5	71%	1	14%	0	0%	0	0%	7	4.00
合計	11	17%	46	71%	7	11%	1	2%	0	0%	65	4. 03

もっとも個別の自由記述の記載を見ると、「評価基準及び解釈指針が細かすぎることでかえって法科大学院の個性を阻害しているのではないか。」、「解釈指針が細かすぎることで、個々の法科大学院の裁量余地がなくなっているのではないか。」や「認証評価の時期にのみ解釈指針に適合させようとしている可能性もある。」など、解釈指針が細かすぎることへの意見も見られる。これに関連して、「法科大学院の多くが廃止された現状においては、問題のある法科大学があるとの前提に立った評価基準等ではかえって教育組織・体制がしっかりした法科大学院にとって煩雑となる虞があるため、抜本的な見直しが必

要である。」との意見も認められる。これらの意見は、おそらく「「法律家としての生涯キャリアの形成のための法科大学院教育の質の確保」という目的と、「司法制度改革の方向性がどんどん合格成績やその他の選別基準での法科大学院自体の選別に向かっていること」という手段の整合性が取れておらず、減点主義に陥っており、本来大学が持つべき自治や工夫の理想が実現されていないのではないかと危惧している。」との意見に集約できるのではないかといえる。

他方で、「対象大学と評価担当者との間に解釈指針の認識・理解に齟齬がある。」との意見もあった。具体的には、成績評価及び期末試験等の出題及び採点に関する評価については、客観的又は厳正な評価が難しく、評価担当者によるばらつきや対象大学との意見の相違がありうるため、評価が難しいとの意見が目立った。成績評価以外でもそのような意見が散見されたことからすると、「これまでの子細な基準・解釈指針の検討を通じて、また、運用の蓄積により評価自体は行いやすい」との意見に見られるように、運用による判断の蓄積に重点があったものと認められる。今後の評価基準の検討においては、客観的事実及び定量的分析を基礎とした評価基準の策定と解釈の明確化が必要とされるであろう。

修了者の質保証、教育の質保証は、本来は組織内における内部質保証が担うべきところ、3巡目まではこの部分にも認証評価機関が評価対象としてきた。少なくとも令和元年度から機関別認証評価については、内部質保証の体制の整備及びその機能が重点評価項目となったことを前提にした場合、教育の質保証に関わる事項について、分野別認証評価としての法科大学院認証評価を抜本的に再度見直す時期にあるといえよう。

このような評価担当者の回答状況は、対象大学からみると教育の質保証及び教育の質 向上という点に対する評価がそれほど高くないことに認められる。自由記述における意 見にも同様の傾向が認められる。

次に、対象大学に対するアンケートを見ると、全体として概ね5割が教育の質保証及 び教育の改善に対して適切であると回答している。

【対象大学】教育活動等の質を保証するために適切であったか

(5:強くそう思う ~ 3:どちらとも言えない ~ 1:全くそう思わない)

左连	5	5	4	1	ę	3	2	2]	L	△ ∌I.	교 사
年度	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	合計	平均
H28	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	_
H29	0	0%	3	50%	2	33%	1	17%	0	0%	6	3. 33
H30	1	8%	7	54%	5	38%	0	0%	0	0%	13	3. 69
R 01	0	0%	1	100%	0	0%	0	0%	0	0%	1	4.00
R 02	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%	0	0%	1	3. 00
合計	1	5%	11	52%	8	38%	1	5%	0	0%	21	3. 57

【対象大学】教育活動等の改善を促進するために適切であったか

 $(5: 強くそう思う \sim 3: どちらとも言えない \sim 1: 全くそう思わない)$

年度	5	5	4	1	ć	3	2	2	1		∧ ∌l.	귟쓔
午及	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	合計	平均
H28	_	-	1	1	_	ı	1	ı	-	-	-	_
H29	0	0%	3	50%	2	33%	1	17%	0	0%	6	3. 33
H30	2	15%	3	23%	7	54%	1	8%	0	0%	13	3. 46
R 01	0	0%	1	100%	0	0%	0	0%	0	0%	1	4.00
R 02	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%	0	0%	1	3.00
合計	2	10%	7	33%	10	48%	2	10%	0	0%	21	3. 43

もっとも個別の自由記述の記載を見ると、基準及び解釈指針の不明確さ並びにその詳細な規制を指摘する意見が多い。基準及び解釈指針に多様な解釈の余地がある旨の指摘だけでなく、反対に柔軟性に欠けるがゆえに法科大学院の工夫や修了者の質保証及びその向上への制約を指摘するものが認められる。これは、科目区分の評価、教員の科目適合性にも及んでおり、法律基本科目の発展的、応用的学修への制約、他大学との連携との制約となり得るとの指摘もある。これらの指摘が適切かどうかの判断は措くとしても、基準及び解釈指針が教育課程への制約となっているという認識を法科大学院がもつことは、教育の質向上の点において問題である。「現存している法科大学院の大半においては、教育体制や組織の基本的な部分は、今ではほぼ問題ない形で整備されていると思われます。そのように法科大学院の状況に関する大きな前提が変化していることを念頭に置きつつ、大きな視点から、評価基準全体を再検討してよいのではないでしょうか。」との意見は傾聴に値する。

なお、「一定期間内に教育課程全体につき、抜本的な見直しを行い、カリキュラム、教育内容・方法、成績評価等に従来とは異なる手法による改善を加える場合に、新たな手法の選択等を試行し改善の方向性や具体化を検証するのも、1つの改革プランと思われるが、この改革プロセス中の手法のトライを適切・的確に評価する基準を用意してもよいのではないか。」との意見があったが、このような検証プロセスは、まずは内部質保証として個々の法科大学院において実施すべきであり、認証評価の対象になるとすれば、そのような内部質保証が機能していることを確認することになると思料される。また、「評価基準に適合するように教育や入試制度、研究、施設、人事などを一つ一つ点検しながら教育等を実施している。」との意見もあったが、これは認証評価について誤って理解したものである。評価基準は、基本的に専門職大学院設置基準等法令に対する適合性を基礎として策定されているだけでなく、各法科大学院において適切な教育の質保証がなされていれば、多少の問題点はありえても、評価基準に適合することになるものと考えられる。俗に「評価疲れ」との言葉が言われているが、認証評価だけを目標とするところに発想の誤りがあると考えられる。

このような認証評価に的を絞るような教育課程の編成が「『受験技術優先の指導に偏した教育を実施することは適切ではない』という解釈指針に対する過度の萎縮効果を生んでいる。」との指摘に至ることになる。もっとも、このような萎縮に関しては、当機構としても反省すべき点はある。司法試験考査委員の守秘義務等遵守事項に違反しない限り、

実際に出題された司法試験問題を法律基本科目の発展的・応用的内容を取扱う授業において使用し、論述能力を涵養することは、法曹としての基礎的な資質を修得させるという法科大学院の目的の一つに合致することを明確に示すべきであった。ただし、短答式試験及び論文式試験の問題をそのまま期末試験等で使用することについては、成績評価が授業における到達目標に対する達成度を測るものであることからするとなお検討の余地が残ろう。

なお、募集停止をした法科大学院に対する認証評価について、評価担当者からも対象 大学からもその意義を問題視する意見があった。しかし、募集停止をした一つの大学に おいて、認証評価の受審年度の翌年度に評価基準の充足を自ら満たさないようにする措 置をとった大学があった。募集停止後とはいえ、まだ翌年であることから、2年次以降 の学生が在籍するなかで法科大学院自ら質保証を低下させる措置であり、認証評価機関 としては残念な事態である。どのような法科大学院が認証評価を受審すべきかは、当機 構の判断する事柄ではないにせよ、こうした事態のあったことに鑑みれば、少なくとも 募集停止後1ないし2年程度は認証評価の対象としておくべきとの理由を正当化させる ことになる。

(2)認証評価の方法及び内容について

① 自己評価書について

自己評価書については、評価担当者からの意見としては、対象大学により自己評 価書の質にばらつきがあるというものがまず上げられる。これは、当機構による大 学に対する説明不足に起因するところもあり、4巡目実施に際しては留意すべきで ある。これに関連して、自己評価書の記載事項の根拠資料を要求してもすぐに出て こないとの指摘があった。これは、対象大学の側からすると、必要な資料を収集す ることに対する過大な負担、追加資料提出に対する時間的制約が厳しいとの意見と なって現れている。上述のように、現在の基準と解釈指針が客観的な事実のみなら ず一定の判断・解釈の余地を残す形で作成されているために、対象大学と評価担当 者との間に齟齬が生じている可能性がある。これを解消するには、評価基準の適合 性判断に際して必要とされる客観的な事実、数値指標又は根拠資料を具体的に示し、 これを前提として評価基準の適合性を判断する仕組みを確立することが必要であろ う。また、自己評価の実施に際しては、例えば、専門職大学院設置基準等において 公表事項とされているものはそれを基礎として自己評価書の作成とその書面調査を する、成績評価資料等以外の提出可能な根拠資料については自己評価書提出時にす べて提出してもらうなどの仕組みも検討する必要がある。なお、追加資料等に関す る提出期限については、各法科大学院間の公平性を図るため訪問調査日を基準とし て同一のものとしており、また、複数の法科大学院を訪問調査する必要性から自ず とその期間の設定が限られていることを考えると、当機構において追加資料等が期 間設定内に適切に提出がなされうるような評価の実施方法を検討する必要があろう。 この点について、3巡目実施の自己評価書とこれに対する追加資料等の提出状況 を再確認したところ、評価基準上すでに存在していなければならない事柄について

曖昧な表現をしているものなどの自己評価書の記載や表現の問題だけでなく、シラ

バスの記載状況が十分でないためにレジュメ等の授業関係の資料が求められたり、 履修要項、成績評価基準の規程ないし申合せとの不適合などにより根拠資料と自己 評価書の記載に齟齬が生じたりしたことも少なからず認められた。また、授業担当 者によるシラバスの記載事項の多様性、前任者のシラバスの流用等も認められた。 こうした事態は、日頃から各法科大学院で修了者の質保証、教育の内部質保証を実 施していないとの疑念を抱かせるものであることだけは指摘しておく。

最後に、自己評価書に対する評価について、評価担当者から評価に係るシステムの使い勝手が悪いとの意見が多かった。この点については、4巡目の実施に当たり検討を要する。いずれにしても、評価担当者からも対象大学からも自己評価書の評価ないし作成及び書面調査については、多大な労力が必要との指摘があり、評価の質を維持しつつ対象大学の労力を軽減するような仕組み、例えばICTを活用したシステムにより評価を実施するなどの方策を検討することが必要であり、これに応じて評価担当者のみならず対象大学の労力も軽減されうるものと考えられる。

② 訪問調査について

アンケートの回答によると、書面調査の分析結果への対応のみならず、訪問調査のための準備についても、ほとんどの対象大学がこれらを過大な負担であると認識している。五月雨式に追加資料の提出を求められることや訪問調査中に追加資料の提出を求められることに対する負担が大きいとの意見もある。また、確認事項の趣旨が不明確であり、法科大学院に対して誤解を招くものも認められた。評価担当者も、書面のやりとりだけでは真意が伝わらない場合がある、質問内容に対する適切な回答がなかなか得られなかったなどの意見もあり、双方から意思疎通の合致しない場合があることが指摘されている。この点については、書面調査の段階で十分な準備をするなどして訪問調査での確認事項の趣旨を明確にするなどの工夫が求められているものと考えられる。関連して、質問事項及び確認事項が画一的なところもあり、法科大学院の実態に即した確認事項にするなど柔軟性を持たせる方がよいとの意見もあることを指摘しておく。

日程についても、責任者面談における質問事項が多すぎて時間的制約から対象大学から十分に説明できなかったという意見があるほか、評価担当者も、訪問調査により初めて実態が認識できたなどの意見が多数あるなか、同程度に調査の日程に余裕がなく、十分な調査ができなかったなどの意見もあり、対象大学の状況により、より柔軟な日程を設定する必要性が求められている。この点についてどのように対応すべきかは、評価の公平性の観点との整合性をとりつつ、検討すべき課題となろう。

また、訪問調査の実施時期(10月から12月上旬)について、対象大学のおよそ4分の1が適切でないとの回答があった。特に対象大学が多い年度に適切でないとの回答が見られることから察するに、希望に添うべき時期に設定できなかった可能性もある。ただ、訪問時期については、季節変動による気候、観光シーズン等外的要因も考慮しながら設定せざるをえず、対象大学が集中する年度には調整が難しいことを理解してもらうしかない場合もあろう。当機構としては、4巡目の評価基準及

び評価方法等を工夫することなどにより、対象大学とコミュニケーションを図った 上で訪問時期を分散させるような対応を検討する必要がある。

さらに、修了者面談については、評価担当者からは法科大学院の実情を知る機会として肯定的な意見が多いなか、対象大学からは面談対象者として多様な修了者を一定数確保することについて困難である旨の意見が目立った。修了者面談の対象者について、当機構としては中立性の観点から法科大学院の教育補助者の除外をお願いしているが、この点が面談対象者の確保をより難しくしているとの指摘もある。最後の点については、無理強いするのは難しいところであるが、多数の修了者を輩出しているところについては協力をお願いしたいところであり、小規模の法科大学院であっても累積的な修了者及び司法試験合格者の数は一定程度の規模になっており、修了後の進路等修了者の質の維持・保証という内部質保証の観点からすれば、修了者に対するフォローは各法科大学院の教育改善活動の一環であることを考慮すると、すべての法科大学院に一定程度の協力をお願いすることになろう。また、COVID-19の感染拡大に伴う影響から、大学等においてもテレビ会議等の活用が促進されていることを考慮すれば、修了生面談について対面とのハイブリッド型又は全面的なテレビ会議型の面談方法の導入も検討に値する。

③ 評価結果について

評価結果について、対象大学の回答を見ると、教育活動全般の把握及び教育活動の今後の課題を把握できたという項目については、おおよそ4分の3以上が肯定的に回答している。これに対して、「将来計画の策定に役立った」及び「マネジメントの改善を促進した」については4割程度のみ、「個性的な取組を促進した」については2割程度の肯定的回答にとどまっている。この要因としては、改善すべき点等の指摘事項について十分な理由が評価報告書において説明されていない、評価基準の厳格な解釈とそれに対する形式的基準に対する指摘事項が多い、基準に適合させることと個性的な取組が相反するのではないかなどの意見が認められる。同様の意見は、評価担当者においても多数認められた。当機構としても、このような萎縮効果が存在することは率直に認め、4巡目の評価基準の策定に当たり、十分に斟酌して検討すべき課題となろう。

また、認証評価結果の社会に対する説明についても、個々の法科大学院の努力だけでは限界にあり、認証評価機関における取組を求める声もあった。とりわけ、募集停止をした法科大学院の一つには、募集停止をした後でもなお認証評価を受審する理由等の説明をより積極的に求める意見があった。現状では、認証評価の結果を評価報告書の形で当機構ウェブサイトに掲載しているが、「評価報告書の内容が非専門家には理解困難である。」ことなどから、認証評価及びその結果の社会的認知の努力についてより一層の工夫を求められているものといえる。

④ 小括

いずれにしても、対象大学からの回答によれば、概ね8割の法科大学院において、 自己評価書の作成に関して、教育の改善及び質の向上に資することが示されており、 定期的な自己点検及び評価の実施が教育の質の維持・向上に必要であると考えられる。もっとも、対象大学のマネジメントの改善や特色ある取組の促進については、消極的な回答が多く、上述の基準及び解釈指針の細かさが法科大学院の個性を奪いかねないものとなりつつあるとの指摘に符合するものとみることが可能であり、今後、各法科大学院の個性を発揮できる形での認証評価の実施が求められていると考えるべきである。

(3)年次報告書及び対応状況報告書について

年次報告書及び対応状況報告書の調査は2巡目の法科大学院認証評価の実施から導入されたものであるが、今回は初めてこれらについて、評価担当者及び対象大学に作業量及び教育の質の維持及び向上に関するアンケートを実施した。なお、対象大学21大学のうち19大学の回答を得た。(無回答は、いずれも法科大学院が廃止となった大学である。)

評価担当者についてみると、調査に係る作業量全般は概ね適正な水準にとどまっていると認められたが、年次報告書及び対応状況報告書に関する調査等の対応が作業量の多くを占めていることが認められた。

これに対して、年次報告書等専門部会の評価担当者は、年次報告書の調査により教育の質の保証、改善に資するかとの点についての回答がおおよそ評価部会の評価担当者より1段階下がる状況となっている。自由記述欄によれば、「認証評価を契機にした教育活動等の確保には限界がある。」、「各法科大学院の人数規模、学生の資質等の状況を踏まえた評価が困難である。」、「各法科大学院の努力では対応することが困難な課題も多々ある。」など「法科大学院認証評価全般を見直す時期に来ている。」との意見が認められた。

対象大学の回答からは、全般的に認証評価における対象大学の回答から1段階ほど低下しており、それほど強く教育の質の維持、向上及び改善の支援となるとまでは認められておらず、今後のマネジメントの参考程度の位置づけではないかと思料される。これは、年次報告書の作業量が比較的大きく、またそこに費やした労力と認証評価後の教育活動との質の確保との衡量について、作業量が見合わないとする回答が多く、半分を占めていることに認められる。

<対象大学の回答>

【対象大学】年次報告書の作業量について

【5:とても大きい~3:どちらとも言えない~1:とても小さい 0:該当しない】

5	4	3	2	1	0	計	平均	未回答等	回答数
4	13	2	0	0		19	4. 11	0	19
21%	68%	11%	0%	0%		100%			

【対象大学】年次報告書に費やした労力は認証評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保の観点に見合うものであったか

【5:とても大きい~3:どちらとも言えない~1:とても小さい 0:該当しない】

5	4	3	2	1	0	計	平均	未回答等	回答数
2	7	8	1	1		19	3. 42	0	19
11%	37%	42%	5%	5%		100%			

【対象大学】対応状況報告書に費やした労力は認証評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保の観点に見合うものであったか

【5:とても大きい~3:どちらとも言えない~1:とても小さい 0:該当しない】

5	4	3	2	1	0	計	平均	未回答等	回答数
0	1	2	1	0	15	19	0. 63	0	19
0%	5%	11%	5%	0%	79%	100%			

対象大学による自由記述の回答を見ても、「法科大学院の抱える課題は明らかになってきていると思うので、報告書の作成自体が、今後『質の確保』に与える効果は低減するのではないか。」、「年次報告書の作成は、5年に1回の認証評価に向けての資料整理という点では有意義である。しかし、教育活動の質の確保につながるかといえば、直接の関連はないと思われる。また、年次報告書に必要な労力は、教育活動の改革を進めている際には、過重な負担となることも考えられる。」など、年次報告書による改善の限界を指摘する声が認められた。また、「ここ5年間、年何回ものFD活動、見直しなどを行い、改善はやりつくしている。そのため、対応状況報告書を記載しても状況の変化はないです。」など対応状況報告書についてもその限界を指摘する意見があった。そのため、年次報告書に関する教育改善の効果等については、認証評価結果に関する回答より概ね1ポイント低下していることにつながっているものと認められる。

年次報告書については、重点基準に関する事項についてすべて記載する仕様となって おり、重点基準の逸脱がないかの確認と認証評価時に指摘された改善すべき点への対応 状況を調査するものである。これは、認証評価が5年間隔で受審されることから、その 間の法令等の改正への対応及び指摘事項の改善のフォローアップの意味で実施されてき た。しかし、令和元年度の法令改正により改善事項についてのフォローアップが明確化 されたこと、大学等機関全体として内部質保証体制が義務化され、機関別認証評価にお いて内部質保証に関する事項が重点評価項目とされたことに鑑みれば、年次報告書とそ の調査の在り方については、再検討すべき時期に来ているものといえる。内部質保証体 制の確立とそれが機能していること、並びに専門職大学院に教育課程連携協議会の設置 が義務化され、定期的に授業の実施その他の教育課程の基本的事項及びその評価を審議 することとされていることから、教育課程連携協議会を適切に各法科大学院が機能させ ていること及びそれに基づく対応状況等の調査をするなどの検討が今後の課題となるで あろう。また、こういった点に関する調査を実施するとしても、認証評価が5年ごとで あることに鑑みればその中間のみ実施することでも問題ないかもしれない。もっともこ の場合、認証評価時に是正を要する点又は改善すべき点として指摘されたことについて、 認証評価機関としてどのようにフォローアップするのかが問題となり、慎重な検討を要

する。

<評価担当者の回答>

【評価担当者】年次報告書及び対応状況報告書に費やした労力は認証評価実施後の法科 大学院における教育活動等の質の確保の観点に見合うものであったか

【5:とても長い~3:どちらとも言えない~1:とても短い】

5	4	3	2	1	0	計	平均
0	6	2	2	0	0	10	3. 40
0%	60%	20%	20%	0%	0%	100%	

【評価担当者】今回の調査によって対象法科大学院の教育活動等の質が保証されると思う

【5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない】

5	4	3	2	1	0	計	平均
0	5	4	1	0	0	10	3. 40
0%	50%	40%	10%	0%	0%	100%	

【評価担当者】今回の調査によって対象法科大学院の教育活動等の改善が促進されると 思う

【5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない】

5	4	3	2	1	0	計	平均
0	6	4	0	0	0	10	3.60
0%	60%	40%	0%	0%	0%	100%	

【評価担当者】今回の調査によって社会の理解と支持が支援・促進されると思う

【5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない】

5	4	3	2	1	0	計	平均
0	3	6	0	1	0	10	3. 10
0%	30%	60%	0%	10%	0%	100%	

【評価担当者】今回の調査によってステークホルダーに対する説明責任を果たすことができた

【5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない】

5	4	3	2	1	0	計	平均
0	6	4	0	0	0	10	3. 60
0%	60%	40%	0%	0%	0%	100%	

(4)教育の質保証に関する情報公開について

近年、情報公開が高等教育における重要な課題であると指摘されている。(例えば、文部科学省中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン (答申)」(平成30年11月26日)27頁以下参照)すなわち、学修者の視点から見た質の高い大学であるかについて、大学自らが教育課程の内容とその質、個性を構築し、自らの「強み」として発信・情報公表を徹底することが求められる。このことは、設置認可の段階だけでなく、認証評価の段階でも求められる。情報公表が的確でない、不十分であることは、教育成果及び教育の質保証に関する情報を大学が的確に把握し、測定していない疑念を抱かせうる。また、法科大学院が設置されている地域社会又は法曹界あるいは産業界等の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくという面においても重要である。令和元年度の法令改正により、法科大学院の公表事項が詳細かつ増えていることもこの表れとみるべきであろう。

しかしながら、3巡目実施に際して、評価担当者も対象大学も、認証評価結果及び認証評価のための自己点検及び評価、さらには年次報告書及び対応状況報告書等の調査について、「ステークホルダーに対する説明責任を果たすことができる」、「社会の理解と支持が促進されると思う」という項目について3割から5割程度が「どちらともいえない」又は「そう思わない」と回答している。

この点については、当機構における認証評価の意義が問われるものであり、4巡目の 認証評価の実施に当たっては、社会に対する説明責任を果たす意義があることを周知す るとともに、社会に対しても法科大学院認証評価の意義を説明し、周知することが必要 であろう。

さらに、公表事項について未公表の事項があると指摘されたにもかかわらず、2年間も対応検討中とのみ報告し、公表にいたらない事案すら生じている。ICTが普及した現在、各法科大学院において、自らの実施する教育課程について、入学者の受入、授業、進級及び修了判定を厳格に実施し、さらに入試の成績、年次ごとの留年率、成績分布、修了率、司法試験合格状況、その他の進路、さらにはこれらと在学時の成績及び司法試験の成績等を分析し、教育課程の質の向上の努力をしていれば、自ずと公表すべき情報は、各法科大学院において把握されているはずであり、公表を阻む障害はない。反対に、公表すべき情報を持っているのに公表しないことについては、社会からの支持を得られないだけでなく、入学を検討する受験予定者に対する説明責任をも怠ることになり、自らの社会的地位の低下につながることに留意すべきであろう。

おわりに

2巡目における評価基準と3巡目におけるそれとを比較した場合、改定前が11章、52基準、91解釈指針であったものが、改定後には11章、51基準、118解釈指針 (3巡目最終年度では52基準、123解釈指針)となり基準自体の増加は少ないものの、解釈指針がおおよそ4割増となっており、上記アンケート回答に認められるように精緻化している。

評価基準が対象大学にとって厳格に遵守しなければならずかつ裁量の余地がないと意識されるほどに詳細であり、精緻であることから、評価のための取組が優先されたり、評価に従った取組により教育効果が維持されていると考えていたりすることが対象大学において認められる。また、詳細な基準及び解釈指針について資料の準備等、認証評価に対する負担が大きい割にそれに比して教育の改善等への効果が薄いとの意識がある。また、評価基準が詳細であることから個性的な取組がしにくいとの意識もある。

評価担当者からも、評価基準が詳細なため法科大学院の個性を伸長させるような取組に対する萎縮効果がある、現在残っている法科大学院についてはそれほど大きく問題がないと考えられることから、独自の取組を認める余地があるように評価基準を見直すべきとの意見があった。

このような基準の精緻化は、司法試験合格率の低迷、法曹志望者の減少などとともに法科大学院教育の質が社会的に問われていたことから、認証評価により法科大学院教育の質の水準を一定以上に維持しようという目的から出たものであった。また、3巡目の評価基準は、法科大学院教育の質を維持し、さらに向上させるという目的のもと、個々の法科大学院に対して、必要と考えられる方策を基準及び解釈指針において示すことに努めたものである。これは、3巡目実施の期間中に文部科学省を中心として行われた法科大学院集中改革期間が存在したことをも背景としている。

しかしながら、大学等高等教育の全体的な趨勢は、機関別認証評価において教育の内部質保証が重点評価項目として設定されたことに示されるように、内部質保証体制が明確に設定され、かつ内部質保証が機能していることが重要であるとされるのが現在の状況である。また、これを踏まえた教学マネジメントが必要とされている。

4巡目の法科大学院認証評価の設計における最大の問題点は、分野別質保証としての法科大学院認証評価において、現在求められているものは何かということである。かつてのように、不十分な実態をもつ法科大学院を指摘していくような設置認可のアフターケアのような認証評価の時代ではなくなっている。むしろ社会的な関心事は、法科大学院において法曹としての資質を十分に教育する能力があるのか、社会が求める一定の資質の備わった修了者を輩出しているのかということにあるといえる。このような観点からすれば、4巡目における法科大学院認証評価の重点は、法科大学院が法曹としての基本的な資質及び能力を涵養するに足りる教育を実施しており、その修了者が、司法試験の合否だけでなく、各法科大学院が目指す修了者像に適合し法曹に必要とされる素養を修得していることを確認し、これを社会的に公表することで、法科大学院教育の信頼性を獲得し、法科大学院に対する社会的支援を得ることができる状況を維持していくという方向へ認証評価の位置づけを修正すべきものといえる。法科大学院集中改革期間経過後においても、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」が継続し、各法科大学院の教育状況の向上を促すものとなっていることから、

各法科大学院の機能強化は、そちらに委ねるべきではないかと考えられる。

したがって、まずは各法科大学院における教育の質の維持・向上の取組を促進させる、すなわち内部質保証を機能させ、各法科大学院の教学マネジメントを機能させることに資する評価基準が求められる。とりわけ、令和元年度の連携法等関係法令の改正により、法科大学院の責務として、法曹として必要とされる専門的学識とその応用能力が具体的に示されたことを踏まえるならば、まずは、ディプロマ・ポリシーのなかに法令で求められている資質及び能力を具体的に盛り込み、当該法科大学院の修了者全員がディプロマ・ポリシーに述べられている資質及び能力を備えていることを各法科大学院が根拠資料に基づき説明し、法科大学院認証評価は、その説明が客観的な根拠・事実から裏付けられるかを確認するものであるという切り分けをすることになる。

また、3巡目実施までは、解釈指針等の充足に関する説明において、個々の法科大学院が運用により行っていることをもって足りるとしていたところ、評価担当者がそのことにつき、より確実な根拠を求めることになるなど、客観的な根拠が乏しい事実の確認を強いられることが対象大学にとっては不必要な労力の負担となり、評価担当者にとっては説明不足との印象を与えることになったと推察される。したがって、4巡目の実施に当たっては、運用による説明は認めず、必ず客観的な根拠、事実等に基づく説明・分析を要求し、認証評価においてそれを確認するものとなる。法科大学院にとっても、内部質保証を機能させるには、当然に客観的な根拠、事実が必要であり、定期的に実施する自己点検・評価に際して、適切な評価項目や評価指標が設定され、かつその際の資料を残しておけば負担が軽減されることが期待される。

3巡目実施において特に問題となったのは、平常点を含む成績評価についてである。 3巡目実施の評価基準の基準4-1-1及び解釈指針4-1-1-7において、成績評価に関する基準及び平常点評価に関する解釈指針が存在していたが、各法科大学院が教育の裁量を教員に委ねすぎることなどから、特に平常点が救済的に機能している等の成績評価をめぐる指摘や調査における過多のやりとりが生じていたようにみられる。令和元年度の法令等の改正により、特に法律基本科目においては、専門的学識とその応用能力を各授業科目の到達目標として明確にする必要が生じることを踏まえると、各授業科目の授業内容において基礎専門的学識とその応用能力をどの程度まで到達するのかを明らかにさえしておけば、当該法科大学院での到達度に応じた共通の成績評価基準により厳正で客観的な成績評価を行うことは可能である。特に平常点を成績評価の考慮要素とする場合には、それにより専門的学識又は応用能力のいずれについてどのような手法によりその到達度を平常点として評価するのかを予め示し、これに従い成績評価を実施すれば、平常点評価において指摘された問題の多くは解消されるものと考えられる。このことは、3巡目実施でも求められていたところであるが、基準及び解釈指針が点在するなどして十分に理解されていなかったかもしれない。4巡目においては、より明確にこの点を明示することが必要となる。

3巡目実施においては、評価する側から見た場合に、シラバスの記載内容が不十分なものが少なからず認められた。具体的には、当該授業がどのような到達目標を設定しているか、各回の授業において具体的にどのような内容を取り扱うのか、授業外において具体的にどのような自学自習を求めるのかなどの記載が不十分なものがあり、その都度、個々の授業のレジュメ等の資料や成績評価資料などを求めることとなり、これも法科大学院の追加資料に関

する不満へとつながったようである。もっとも、評価基準に示されるように、成績評価基準は予め学生に示されることが必要であり、これに伴い到達目標及びその具体的内容も学生に示されるべきものである。この点については、内部質保証の観点からも、4巡目では確認することが必要となる。

これに関連して、かつて作成された共通的到達目標(いわゆるコア・カリキュラム)への 準拠とその法改正に従った修正にどのように対応するのかという問題がある。現状において、 コア・カリキュラムが全面的に修正されることは考えられない。また、連携法等の改正によ り、法律基本科目は、専門的学識及びその応用能力の涵養を到達目標の一つとし、さらに法 律基本科目については、専門的学識を涵養するための基礎科目と応用能力を涵養する応用科 目とに分け、段階的な学修をすべきことを規定している。もっとも両科目の区別は相対的で あり、厳密なものとはされていない(令和元年12月16日付け文部科学省高等教育局長通知「学 校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部 を改正する省令」の留意事項参照。)。このような観点からすると、各法科大学院が従来のコ ア・カリキュラムをベースとし、基礎科目及び応用科目それぞれについてどのような項目に ついて専門的学識又はこれを基礎とした応用能力の修得を目標とするのかを設定し、法科大 学院全体のカリキュラムとして段階的かつ体系的に履修することで、法曹として必要とされ る学識及び能力が修得されるようにする必要があり、認証評価においてはこのことを確認す ることとなる。そのために、たんに従来のコア・カリキュラムと授業科目との対応表などで はなく、個々の授業科目のシラバスにおいて、具体的に授業の各回において修得すべき項目、 場合によっては授業時間外学修において修得すべき項目を記載することが必要となりうる。

「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする」という単位制の趣旨からは、授業の予復習のみをもって授業時間外学習とすることは適切ではなく、授業及び授業時間外学修から当該授業で取り扱う領域において学習すべき内容(これについては従来のコア・カリキュラムとこれまで各法科大学院における取組においてほぼ共通理解ができているものと推察される。)が網羅されていることを、個々の法科大学院において定期的に確認することが重要となる。これにより、教育課程連携協議会、教務責任者、法科大学院長が責任をもって自校のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及び修了者の質保証等を説明することが可能になる。このような方法をとらない場合でも、対外的に説明可能な方策を各法科大学院において検討すべきであり、認証評価機関としてはそれを確認することになる。

3巡目実施の特徴の一つが、入学者選抜の実施状況、定員の充足率、修了者の司法試験合格率等の数値を認証評価に導入したことである。この点について、入学者選抜の競争倍率や定員の充足率については法科大学院以外の社会的環境に起因するため、これをもとに是正又は改善の指摘をするのは適切ではないとの意見もある。確かにそのような意見にも一理あるが、これらの数値は、法科大学院の状況を客観的に示す指標としては有効性がある。むしろ重要なことは、これらの指標をもとに各法科大学院がどのように教育の質の維持及び向上のための取組をしたのかというところにある。法令改正によりさらに多くの教育に関する数値の公表が必要となったことを踏まえれば、単年度及び複数年度にわたる各種数値、例えば、入学者選抜の競争倍率、定員充足率、未修1年次の留年率、未修入学からの進学者と既修入学者との成績分布状況、留年率、さらに学生全体の標準修業年限内修了率のほか、未修者・

既修者別の修了率、修了者の成績分布状況、初回司法試験合格率、司法試験の累積合格率、司法試験の成績と在学時の成績との相関性などを分析することが各法科大学院において求められるものとなろう。例えば、未修2年次(既修1年目)の成績分布において、未修1年次からの進学者が既修入学者より上位に占めている状況を確認し、その原因を分析したところ、既修者認定試験に問題があるとの課題が確認されたのであれば、その改善が検討され、既習者認定試験の作問、採点基準又は合否判定などを分析し、課題を明らかにし、改善策を講じることなどが考えられる。

新たに導入された法曹コースに対する実施状況についても、法曹コースからの入学者、開放型選抜での入学者、一般選抜での既修入学者、未修入学からの進学者について、留年率、成績分布状況、標準修業年限内修了率及び初回司法試験合格率等を比較し分析することにより、法曹コースにおける教育の問題を法科大学院が適切に分析し、法曹養成連携協定書に基づき必要な措置がとられることになるであろう。そのため、法科大学院認証評価では、法曹養成連携協定書に基づき法科大学院が連携先の法曹コースに対して実施すべきとされていることを実施したかを確認すれば足りることになる。

法科大学院認証評価は、あくまで外部からの教育の質保証の確認であることに留意し、評価機関は、各法科大学院がこれらの状況分析を適切に行っているか行っていないかを客観的な事実、根拠資料等から分析し、評価するということがこれからの高等教育における質保証の在り方に符合するものである。すでに3回も認証評価を実施し、各法科大学院もこれを受審してきたのであり、認証評価機関がその評価基準等で指示をする時代ではなくなり、まずは各法科大学院が自律的に自らの設定した修了生像に適した人材を輩出する取組を実施することが求められる。

最後に、3巡目までは、優れた点及び特色ある点について、評価部会がこれを取り上げて 指摘する仕組みとなっていた。これは、他の法科大学院に参考となるよう評価部会において 議論して、指摘してきたが、4巡目においては、まずは各法科大学院において、優れた点及 び特色ある点を自ら指摘してもらい、これが十分な根拠があるといえるかどうかを評価部会 にて判断する方が適切であろう。また、特色ある点については、法科大学院の個性、多様性 が成果を上げている点を取り上げ、優れた点については、特色ある取組によって法科大学院 の教育が具体的な成果を上げていることを重視することとして、両者の相違をより明確にす ることで、社会的な説明責任を果たすとともに、他の法科大学院の教育活動に資するものと なるであろう。

年次報告書及び対応状況報告書については、前者が基本的に設置基準との適合性を書面で確認するものであり、後者が認証評価のフォローアップに当たるものである。ただ、評価担当者からは、書面だけで判断するのには限界があり、形式判断によらざるを得ないとの指摘があり、各法科大学院からは、手間がかかるわりにそれほど教育の改善に資するものではないとの指摘がある。また、定員充足率等については、法科大学院での努力に限界があるとの指摘もある。

認証評価の実施目的が教育の質及び修了者の質保証にあることからすれば、追評価に当たる場合は別として、毎年度年次報告書を提出してもらい、これを審査することは、実施にあたる労力に比して効果が薄いものとなる。他方で、5年間全く何もしないということも適切ではない。

そこで、4巡目実施に当たっては、改善を要するなどと指摘された点については認証評価 実施年度後の3年度目(例えば、令和4年度に受審した場合は令和7年度)までに対応状況 を根拠資料とともに提出してもらい審査するほか、次の受審までの間に教育課程等に重要な 変更があった場合は届出をしてもらうことで、法科大学院教育の質及び修了者の質が維持さ れていることを確認すれば足りるであろう。

なお、学校教育法第109条第4項は、認証評価に関し、「大学からの求めにより」行うものと規定している。これまでの当機構の法科大学院認証評価は、評価基準の精緻なこともあわせて幾分対象大学にとって厳格に遵守しなければならならずかつ裁量の余地がないと意識されることもあった。これは、法科大学院制度の発足以来、その実態に問題のある法科大学院が多かったことにも起因している。しかし、文部科学省による集中改革期間を経て、それぞれの法科大学院が適切に教育の質を維持ないし向上する取組を実施してきこと、及びいわゆる加算プログラムが継続しており、そのなかで各法科大学院の自主的な取組が促進されていることなどに鑑みれば、学校教育法の本来の趣旨に戻り、各法科大学院における自律的な取組を支援し、促進するという認証評価の目的に適したものとなることが期待される。

参考文献

- 1) 大学改革支援・学位授与機構『法科大学院評価基準要綱』(平成28年4月改定)
- 2)大学改革支援・学位授与機構『自己評価実施要項 法科大学院認証評価』(平成28年4月改定)
- 3) 大学改革支援・学位授与機構『評価実施手引書 法科大学院認証評価』(平成28年4月改定)
- 4)大学改革支援・学位授与機構『訪問調査実施要項 法科大学院認証評価』(平成28年4月改定)
- 5) 大学改革支援・学位授与機構『法科大学院年次報告書・法科大学院対応状況報告書作成要領 法科大学院認証評価』(平成28年4月改定)
- 6) 大学改革支援・学位授与機構『法科大学院評価基準要綱』(平成29年3月改定)
- 7) 大学改革支援・学位授与機構『自己評価実施要項 法科大学院認証評価』(平成29年3月改定)
- 8) 大学改革支援・学位授与機構『評価実施手引書 法科大学院認証評価』(平成29年4月改定)
- 9)大学改革支援・学位授与機構『訪問調査実施要項 法科大学院認証評価』(平成29年4月改定)
- 10) 大学改革支援・学位授与機構『法科大学院年次報告書・法科大学院対応状況報告書作成要領 法科大学院認証評価』(平成29年3月改定)
- 11) 大学改革支援・学位授与機構『法科大学院評価基準要綱』(平成30年4月改定)
- 12) 大学改革支援・学位授与機構『自己評価実施要項 法科大学院認証評価』(平成30年4月改定)
- 13) 大学改革支援·学位授与機構『法科大学院年次報告書·法科大学院対応状況報告書作成要領 法科大学院認証評価』(平成30年4月改定)
- 14) 適性試験の任意化に伴い平成30年度に実施する法科大学院認証評価及び年次報告書の調査に 係る評価基準の取扱いに関する特例について(平成29年6月1日法科大学院認証評価委員会 決定)
- 15) 専門職大学院設置基準の改正に伴う平成30年度以降に実施する法科大学院認証評価及び年次報告書の調査に係る評価基準の取扱いについて(平成30年4月25日法科大学院認証評価委員会決定)
- 16) 法学既修者認定における一括して免除する方法に関する取扱いについて(平成30年6月28日 法科大学院認証評価委員会決定)
- 17) 大学改革支援・学位授与機構『法科大学院評価基準要綱』(平成30年6月改定)
- 18) 大学改革支援・学位授与機構『自己評価実施要項 法科大学院認証評価』(平成30年6月改定)
- 19) 大学改革支援・学位授与機構『法科大学院評価基準要綱』(令和2年3月改定)
- 20) 大学改革支援・学位授与機構『自己評価実施要項 法科大学院認証評価』(令和2年3月改定)
- 21) 大学改革支援・学位授与機構『評価実施手引書 法科大学院認証評価』(令和2年3月改定)
- 22) 大学改革支援・学位授与機構『訪問調査実施要項 法科大学院認証評価』(令和2年3月改定)
- 23) 大学改革支援·学位授与機構『法科大学院年次報告書·法科大学院対応状況報告書作成要領 法科大学院認証評価』(令和2年3月改定)
- 24) 大学改革支援・学位授与機構『平成29年度法科大学院認証評価実施結果報告』
- 25) 大学改革支援・学位授与機構『平成30年度法科大学院認証評価実施結果報告』
- 26) 大学改革支援・学位授与機構『令和元年度法科大学院認証評価実施結果報告』
- 27) 大学改革支援・学位授与機構『令和2年度法科大学院認証評価実施結果報告』

- 28) 大学改革支援·学位授与機構『平成28年度法科大学院認証評価委員会(第1回)議事要旨』 (平成28年6月1日開催)
- 29) 大学改革支援·学位授与機構『平成28年度法科大学院認証評価委員会(第2回)議事要旨』 (平成28年12月22日開催)
- 30) 大学改革支援·学位授与機構『平成28年度法科大学院認証評価委員会(第3回)議事要旨』 (平成29年3月6日開催)
- 31) 大学改革支援・学位授与機構『平成29年度法科大学院認証評価委員会(第1回)議事要旨』 (平成29年6月1日書面審議により議決)
- 32) 大学改革支援·学位授与機構『平成29年度法科大学院認証評価委員会(第2回)議事要旨』 (平成30年1月24日開催)
- 33) 大学改革支援·学位授与機構『平成29年度法科大学院認証評価委員会(第3回)議事要旨』 (平成30年3月12日開催)
- 34) 大学改革支援·学位授与機構『平成30年度法科大学院認証評価委員会(第1回)議事要旨』 (平成30年5月30日開催)
- 35) 大学改革支援・学位授与機構『平成30年度法科大学院認証評価委員会(第2回)議事要旨』 (平成30年6月28日書面審議により議決)
- 36) 大学改革支援·学位授与機構『平成30年度法科大学院認証評価委員会(第3回)議事要旨』 (平成31年1月31日開催)
- 37) 大学改革支援・学位授与機構『平成30年度法科大学院認証評価委員会(第4回)議事要旨』 (平成31年3月14日開催)
- 38) 大学改革支援・学位授与機構『令和元年度法科大学院認証評価委員会(第1回)議事要旨』 (令和元年5月31日書面審議により議決)
- 39) 大学改革支援·学位授与機構『令和元年度法科大学院認証評価委員会(第2回)議事要旨』 (令和元年9月12日開催)
- 40) 大学改革支援・学位授与機構『令和元年度法科大学院認証評価委員会(第3回)議事要旨』 (令和2年1月30日開催)
- 41) 大学改革支援・学位授与機構『令和元年度法科大学院認証評価委員会(第4回)議事要旨』 (令和2年3月17日書面審議により議決)
- 42) 大学改革支援・学位授与機構『令和2年度法科大学院認証評価委員会(第1回)議事要旨』 (令和2年6月5日書面審議により議決)
- 43) 大学改革支援・学位授与機構『令和2年度法科大学院認証評価委員会(第2回)議事要旨』 (令和2年11月6日書面審議により議決)
- 44) 大学改革支援・学位授与機構『令和2年度法科大学院認証評価委員会(第3回)議事要旨』 (令和3年2月8日書面審議により議決)
- 45) 大学改革支援・学位授与機構『令和2年度法科大学院認証評価委員会(第4回)議事要旨』 (令和3年3月17日書面審議により議決)
- 46) 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会(平成19年12月18日) 『司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について(報告)』

- 47) 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会(平成21年4月17日) 『法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)』
- 48) 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会 (平成24年7月19日) 『法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について(提言)』
- 49) 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会法学未修者教育充実のための検討ワーキング・グループ (平成24年11月30日)

『法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告』

- 50) 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会(平成25年9月18日)
 - 『法科大学院における組織見直しの更なる促進方策の強化について(提言)』
- 51) 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ (平成25年11月22日)

『共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告』

- 52) 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会(平成26年10月9日)
 - 『法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について(提言)』
- 53) 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会(平成27年11月24日) 『法曹人口の在り方に基づく法科大学院の定員規模について』
- 54) 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会(平成28年9月26日)

『統一適性試験の在り方について(提言)』

- 55) 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会(平成29年2月13日)
 - 『法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン』
- 56) 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会(平成30年3月13日)
 - 『法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性』
- 57) 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会(平成31年1月28日) 『「法曹コース」に関する考え方について』
- 58) 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会(令和2年6月17日)
 - 『法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について』
- 59) 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会(令和3年2月3日) 『法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ』
- 60) 中央教育審議会(平成30年11月26日) 『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)』
- 61) 司法制度改革審議会(平成13年6月12日)『司法制度改革審議会意見書』61頁、70頁
- 62) 法曹養成制度改革推進会議(平成27年6月30日) 『法曹養成制度改革の更なる推進について』
- 63)「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」
 - (平成11年文部省告示第175号)
- 64) 「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」
 - (平成15年文部科学省告示第45号)
- 65)「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示第53号)

- 66)「専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示」 (平成30年文部科学省告示第66号)
- 67)「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について」 (平成27年3月31日付け26文科高第1130号)
- 68) 「大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について」

(平成28年3月31日付け27文科高第1186号)

69)「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について」

(平成28年3月31日付け27文科高第1187号)

70)「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について(通知)」

(平成26年8月11日付け26文科高第393号)

- 71)「法科大学院入学者選抜における既修者認定の取扱いについて」
 - (平成30年6月14日付け文部科学省高等教育局専門職大学院室事務連絡)
- 72) 「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について(通知)」(令和元年10月31日付け元文科高第623号)
- 73)「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の公布について(通知)」 (令和元年12月16日付け元文科高第776号)

参考資料

年度別対象校一覧

平成 28 年度

なし

平成 29 年度

- 国立大学(4法科大学院)
 - 北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻
 - 一橋大学大学院法学研究科法務専攻
 - 金沢大学大学院法務研究科法務専攻
 - 熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻
- 私立大学(2法科大学院)
 - · 上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻
 - 愛知大学大学院法務研究科法務専攻

平成 30 年度

- 国立大学(9法科大学院)
 - 東北大学大学院法学研究科総合法制専攻
 - · 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻
 - 横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻
 - 名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻
 - 京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻
 - 大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻
 - · 神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻
 - 広島大学大学院法務研究科法務専攻
 - · 九州大学大学院法務学府実務法学専攻
- 公立大学(2法科大学院)
 - 首都大学東京大学院法学政治学研究科法曹養成専攻
 - 大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻
- 私立大学(2法科大学院)
 - 学習院大学大学院法務研究科法務専攻
 - · 近畿大学大学院法務研究科法務専攻

令和元年度

- 国立大学(1法科大学院)
 - ・ 筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻

令和2年度

- 国立大学(1法科大学院)
 - · 千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻

対 象 校

(法科大学院用)

令和2年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート

|--|

今回、当機構の評価を受けられて、どのように感じられたか、以下の1~8の項目について、それぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

回答様式には、選択式のものと記述式のものがあります。選択式の回答については、該当する番号を右端の空欄にご記入ください。なお、質問事項に該当する事例がなかった場合等、回答できない場合については、回答欄に「一」とご記入ください(下記参照)。また、記述式の回答について、枠内に書ききれない場合には、枠を広げるなどしてご記入ください。特にご意見・ご感想がない場合には空欄のままで結構です。

いただいた回答は、選択式のものについては、原則として統計的に処理した上で、また、記述式のものについては、学校名を伏せた上で、公表することといたします。なお、このアンケートの回答は評価結果に影響を与えるものではありません。

【回答例】

	強く どちらとも 全くそう そう思う ← 言えない → 思わない (5) (3) (1)	回答欄
・・・・・・・は、適切であった	5 4 3 2 1	3

(回答できない場合)

	強く どちらとも 全くそう そう思う ← 言えない → 思わない (5) (3) (1)	回答欄
・・・・・・は、適切であった	5 4 3 2 1	-

1. 基準及び解釈指針について

当機構が設定した基準及び解釈指針についてどのように思われましたか。

	強く どちらとも 全くそう そう思う ← 言えない → 思わない (5) (3) (1)	
①基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等の質 を保証するために適切であった	5 4 3 2 1	
②基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善を促進するために適切であった	5 4 3 2 1	
③基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった	5 4 3 2 1	
④基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等に関してステークホルダーに対する説明責任を果たすために適切であった 	5 4 3 2 1	
・基準又は解釈指針についてご意見、ご感想がございましたら、ごい基準があった、内容が重複する解釈指針があったなど。)	·記入ください。(例えば、自己	評価しにく

2. 評価の方法及び内容について

評価の方法及び内容について、(1)自己評価、(2)訪問調査等、(3)意見の申立ての3項目に分けて、 以下で質問しますので、それぞれお答えください。

(1) 自己評価書について

強く どちらとも 全くそう そう思う ← 言えない → 思わない (5) (3) (1)
5 4 3 2 1
5 4 3 2 1
5 4 3 2 1
参考に 参考に した しなかった (2) (1)
2 1
記入ください。(例えば、自己評価書に

(2) 訪問調査等について

	強く どちらとも 全くそう そう思う ← 言えない → 思わない (5) (3) (1)
①事前に通知される、書面調査による分析結果の内容は適切であった	5 4 3 2 1
②訪問調査時に当機構の評価担当者が質問した内容は適切であった …	5 4 3 2 1
③訪問調査の実施内容として、貴法科大学院関係者(責任者)との面談を設けたことは適切であった	5 4 3 2 1
④訪問調査の実施内容として、一般教員等との面談を設けたことは適 切であった	5 4 3 2 1
⑤訪問調査の実施内容として、教育現場の視察及び学習環境の状況調査を設けたことは適切であった	5 4 3 2 1
⑥訪問調査の実施内容として、在学生・修了生との面談を設けたこと は適切であった	5 4 3 2 1
⑦訪問調査では、当機構の評価担当者との間で、教育活動等の状況に 関する共通理解を得ることができた	5 4 3 2 1
・訪問調査の内容や関係者、時間配分等について、ご意見、ご感想 えば、意見聴取の対象となる他の関係者にどのような方が含まれる	

(3) 意見の申立てについて

強く どちらとも 全くそう そう思う ← 言えない → 思わない (5) (3) (1)

意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった	5 4 3 2 1			
・その他意見の申立てについて、ご意見、ご感想がございましたら、ご記入ください。				

3. 評価の作業量、スケジュール等について

評価の作業に関して、(1)評価に費やした作業量、(2)当機構が設定した作業期間、(3)評価作業に費やした労力、(4)評価のスケジュールの4項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

(1) 評価に費やした作業量について

く作業量>

	とても とても 大きい ← 適当 → 小さい (5) (3) (1)
①自己評価書の作成	5 4 3 2 1
②事前に通知される、書面調査による分析結果への対応	5 4 3 2 1
③訪問調査のための事前準備と当日の対応	5 4 3 2 1
④意見の申立て	5 4 3 2 1

・具体的にどのような作業において作業量が大きかったかなど、評価に費やした作業量についてのご意見、ご感想がございましたら、ご記入ください。

(2) 当機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

<作業期間>

	とても 長い← 適当 → 短い (5) (3) (1)
①訪問調査関連の準備・対応	5 4 3 2 1
②意見の申立てに関する準備・対応	5 4 3 2 1

②意見の申立てに関する準備・対応	5 4 3 2 1
・当機構が設定した作業期間についてのご意見、ご感想がございる	ましたら、ご記入ください。

(3) 評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

	強く どちらとも 全くそう そう思う ← 言えない → 思わない (5) (3) (1)	
評価作業に費やした労力は評価の目的に見合うものであった	5 4 3 2 1	

・評価作業に費やした労力についてのご意見、ご感想がございましたら、ご記入ください。				

(4) 評価のスケジュールについて

	適当 (2)	適当でない (1)	
①自己評価書の提出締切の時期(6月末)は適当であった (適当でないと回答された場合、どの時期が適当か自由記述欄にお書 きください)	2	1	
②訪問調査の実施時期(10月下旬~12月上旬)は適当であった(適当でないと回答された場合、どの時期が適当か自由記述欄にお書きください)	2	1	

さくにさい)				
・評価のスケジュールについてご意見、ご感想がございましたら、ご記入ください。				

4. 説明会・研修会等について

認証評価に関する説明会、自己評価担当者等に対する研修会、その他当機構が実施する各種説明等について質問します。

	強く どちらとも 全くそう そう思う ← 言えない → 思わない (5) (3) (1)			
①当機構の実施した説明会や自己評価担当者等に対する研修会は役に立った	5 4 3 2 1			
②当機構が公表している自己評価実施要項等の冊子等は役に立った	5 4 3 2 1			
・説明会・研修会等について、ご意見、ご感想がございましたら、ご記入ください。				

5. 評価結果(評価報告書)について

評価結果(評価報告書)について、(1)評価報告書の内容等、(2)評価結果に関するマスメディア等の 報道の2項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

(1) 評価に費やした作業量について

 ①評価報告書の内容は、貴法科大学院の実態に即したものであった - 5 4 3 2 1

 ②評価報告書の内容は、認証評価の目的に照らして、適切なものであった - 5 4 3 2 1

・評価報告書の内容について、わかりにくい点があったなどの、ご意見、ご感想がございましたら、ご記入ください。

(2) 評価結果に関するマスメディア等の報道について

	報道が なされた (2)	報道がなさ れなかった (1)	
評価結果に関して、マスメディア等から報道がなされた	2	1	
・評価結果(評価報告書)についてご意見、ご感想がございましたら	ら、ご記入くださ	l'.	

6. 評価を受けたことによる効果・影響について

評価を受けたことによる効果・影響について、(1)自己評価実施時点での効果・影響、(2)当機構の評価結果を受けての効果・影響の2項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

(1) 自己評価を行ったことによる効果・影響について

	強く どちらとも 全くそう そう思う ← 言えない → 思わない (5) (3) (1)	
①貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができた	5 4 3 2 1	
②貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができた	5 4 3 2 1	
③貴法科大学院の将来計画の策定に役立った	5 4 3 2 1	
④貴法科大学院のマネジメントの改善を促進した	5 4 3 2 1	
⑤貴法科大学院の個性的な取組を促進した	5 4 3 2 1	
・自己評価を行ったことによる効果・影響に関連して、ご意見・ご感	想がございましたら、ご記入ください。	

(2) 当機構の評価結果の効果・影響について

強く どちらとも 全くそう そう思う ← 言えない → 思わない (5) (3) (1)

①貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができる	5 4 3 2 1	
②貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができる	5 4 3 2 1	
③貴法科大学院の将来計画の策定に役立つ	5 4 3 2 1	
④貴法科大学院のマネジメントの改善を促進する	5 4 3 2 1	
⑤貴法科大学院の個性的な取組を促進する	5 4 3 2 1	
⑥学生(今後入学する者を含む)の理解と支持が得られる	5 4 3 2 1	
⑦広く社会の理解と支持が得られる	5 4 3 2 1	
	5 4 3 2 1	
⑧ステークホルダーに対する説明責任が果たせる	3 4 3 2 1	
⑧ステークホルダーに対する説明責任が果たせる		記入くださ
・当機構の評価を受けたことによる効果・影響に関連して、ご意見・		己入くださ
・当機構の評価を受けたことによる効果・影響に関連して、ご意見・		记入くださ
・当機構の評価を受けたことによる効果・影響に関連して、ご意見・		记入くださ
・当機構の評価を受けたことによる効果・影響に関連して、ご意見・		記入くださ
・当機構の評価を受けたことによる効果・影響に関連して、ご意見・		己入くださ
・当機構の評価を受けたことによる効果・影響に関連して、ご意見・		記入くださ

7. 前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について

前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について、評価の目的である、教育活動等の「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、以下の質問にお答えください。

強く どちらとも 全くそう

※前回の認証評価を他機関にて受けた対象法科大学院もご回答ください。

	でつぶう ← 言えない → ぶわない (5) (3) (1)	
①前回の認証評価を受けたことにより、貴法科大学院の教育活動等の 質の保証に効果・影響があった	5 4 3 2 1	
②前回の認証評価を受けたことにより、貴法科大学院の教育活動等の 改善の促進に効果・影響があった	5 4 3 2 1	
③前回の認証評価を受けたことにより、貴法科大学院の教育活動等に 対する社会からの理解と支持に効果・影響があった	5 4 3 2 1	
④前回の認証評価を受けたことにより、貴法科大学院の教育活動等に 関してステークホルダーに対する説明責任を果たすことができた	5 4 3 2 1	
・前回の認証評価を受けたことにより、質の保証、改善の促進、及	び社会からの理解と支持を得るにあた	

りとのような効果・影響があったかなど、こ意見、こ感想がこさいましたら、こ記人ください。		

8. その他

・認証評価機関として当機構をお選びいただいた理由や、評価を受けたうえでの、これで記入ください。	ご意見、ご感想につい

ご協力ありがとうございました。

評価担当者

(法科大学院用)

令和2年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート

今回、当機構の評価に携わっていただいて、どのように感じられたか、以下の1~6の項目について、それぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

回答様式には、選択式のものと記述式のものがあります。選択式の回答については、該当する番号を右端の空欄にご記入ください。なお、質問事項に該当する事例がなかった場合等、回答できない場合については、回答欄に「一」とご記入ください(下記参照)。また、記述式の回答について、枠内に書ききれない場合には、枠を広げるなどしてご記入ください。特にご意見・ご感想がない場合には空欄のままで結構です。いただいた回答は、選択式のものについては、原則として統計的に処理した上で、また記述式のものに

ついては、ご氏名を伏せた上で、公表することといたします。

【回答例】

	強く どちらとも 全くそう そう思う ← 言えない → 思わない (5) (3) (1)	回答欄
・・・・・・・は、適切であった	5 4 3 2 1	3

(回答できない場合)

	強く どちらとも 全くそう そう思う ← 言えない → 思わない (5) (3) (1)	回答欄
・・・・・・・は、適切であった	5 4 3 2 1	_

1.基準及び解釈指針について

当機構が設定した基準及び解釈指針についてどのように思われましたか。

	強く どちらとも 全くそう そう思う ← 言えない → 思わない (5) (3) (1)
①基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の 質を保証するために適切であった	5 4 3 2 1
②基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の 改善を促進するために適切であった	5 4 3 2 1
③基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった	5 4 3 2 1
④基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等に 関してステークホルダーに対する説明責任を果たすために適切であった	5 4 3 2 1
・基準又は解釈指針についてご意見、ご感想がございましたら、こい基準があった、内容が重複する解釈指針があったなど。)	『記入ください。(例えば、自己評価しにく

2. 評価の方法及び内容・結果について

評価の方法及び内容・結果について、(1)自己評価書、(2)書面調査、(3)訪問調査、(4)評価結果の4項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

(1) 自己評価書について

強く どちらとも 全くそう そう思う ← 言えない → 思わない (5) (3) (1) 5 4 3 2 1

対象法科大学院の自己評価書は適切であり、理解しやすいものであった -----

・自己評価書について、必要な根拠資料が引用・添付されていなかったなど、ご意見、ご感想がござたら、ご記入ください。また、自己評価書の様式について、特に対象法科大学院に事前に伝えたい点式上の事項として不足のあった点等ございましたら、ご記入ください。	いまし 点、様

(2)書面調査について

強く どちらとも 全くそう そう思う ← 言えない → 思わない (5) (3) (1)

当機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった	5 4 3 2 1	
・書面調査についてご意見、ご感想がございましたら、ご記入くださ	;(\\ _o	

(3)訪問調査について

	強く どちらとも 全くそう そう思う ← 言えない → 思わない (5) (3) (1)
①「訪問調査時の確認事項」に対する対象法科大学院の回答内容は適切であった	5 4 3 2 1
②訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた	5 4 3 2 1
③訪問調査の実施内容として、対象法科大学院関係者(責任者)との面談を設けたことは適切であった	5 4 3 2 1
④訪問調査の実施内容として、一般教員等との面談を設けたことは適切であった	5 4 3 2 1
⑤訪問調査の実施内容として、教育現場の視察及び学習環境の状況調査を設けたことは適切であった	5 4 3 2 1
⑥訪問調査の実施内容として、在学生・修了生との面談を設けたこと は適切であった	5 4 3 2 1
⑦訪問調査では、対象法科大学院と、教育活動等の状況に関して共通理解を得ることができた	5 4 3 2 1
⑧訪問調査における当機構の事務担当者の対応は適切であった	5 4 3 2 1
・訪問調査についてご意見、ご感想がございましたら、ご記入くだる	えい。

(4)評価結果について

	強く どちらとも 全くそう そう思う ← 言えない → 思わない (5) (3) (1)
①評価結果の内容は適切であった	5 4 3 2 1
②評価結果の形式は適切であった	5 4 3 2 1
・評価結果について(担当した書面調査等の内容が十分反映され) 感想がございましたら、ご記入ください。	たか、評価結果の内容等)、ご意見、ご

3. 研修について

当機構が実施する研修について、以下の質問にお答えください。

	強く どちらとも 全くそう そう思う ← 言えない → 思わない (5) (3) (1)
①研修の配付資料は役に立った	5 4 3 2 1
②研修の説明内容は役に立った	5 4 3 2 1
・研修について、ご意見、ご感想がございましたら、ご記入ください。	

4. 評価の作業量、スケジュールについて

評価の作業に関して、(1)評価に費やした作業量、(2)評価作業にかかった時間数、(3)当機構が設定した作業期間、(4)評価作業に費やした労力の4項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

(1) 評価に費やした作業量について

<作業量>

	とても とても 大きい ← 適当 → 小さい (5) (3) (1)
①自己評価書の書面調査	5 4 3 2 1
②評価部会の会合への参加	5 4 3 2 1
③訪問調査への参加	5 4 3 2 1
④評価報告書原案の作成	5 4 3 2 1

・評価に費やした作業量についてご意見、ご感想がございましたら、ご記入ください。 ①~④について、5とご回答いただいた場合、具体的にどのような作業において作業量が大きかったかを ご記入ください。

(2) 評価作業にかかった時間数について

評価作業にかかったのべ時間数(部会、訪問調査への出席を除く)について、以下の項目ごとに最も近い時間数に該当する番号を選択してください。 ※1法科大学院あたりではなく、全体でかかった時間をご回答ください。

	~30 時間	30−50 時間	50−70 時間	70-100 時間	100 時間~	
①書面調査	5	4	3	2	1	
	~5 時間	5-10 時間	10−20 時間	20−30 時間	30 時間~	
②訪問調査の準備	5	4	3	2	1	
	~5 時間	5-10 時間	10−20 時間	20−30 時間	30 時間~	
③評価結果報告書の原案作成	5	4	3	2	1	
・評価作業にかかった時間数についてご意見、ご	感想がこ	ございまし	たら、ご	記入くださ	۲۱۰°	

(3) 当機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったか

<作業期間>

	とても とても 長い ← 適当 → 短い (5) (3) (1)
①自己評価書の書面調査	5 4 3 2 1
②訪問調査への参加	5 4 3 2 1
③評価結果(原案)の作成	5 4 3 2 1

・当機構が設定した作業期間についてご意見、ご感想がございましたら、ご記入ください。

(4) 評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

強く どちらとも 全くそう そう思う ← 言えない → 思わない (5) (3) (1) 5 4 3 2 1

評価作業に費やした労力は、評価の目的に見合うものであった ------

・評価作業に費やした労力についてのご意見、ご感想がございまし -	たら、ご記入ください。	

5. 評価部会等の運営について

評価部会、専門部会の人数や構成、運営について、以下の質問にお答えください。

6. 評価全般について

評価を行ったことによる効果・影響等、評価全般について、以下の質問にお答えください。

	強く どちらとも 全くそう そう思う ← 言えない → 思わない (5) (3) (1)	
①今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の質が保証されると思う	5 4 3 2 1	
②今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の改善が促進されると思う	5 4 3 2 1	
③今回の評価によって社会の理解と支持が促進されると思う	5 4 3 2 1	
④今回の評価によってステークホルダーに対する説明責任を果たすこ とができた	5 4 3 2 1	
⑤自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた	5 4 3 2 1	
⑥今回の評価作業で得た知識を自身の所属組織の運営等に活かすこと ができた	5 4 3 2 1	
・評価全般(評価に携わっていただいて感じたことも含め)について記入ください。	、ご意見、ご感想がございま	したら、ご

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果(選択式回答)【対象校】 ※1巡目には平成17~19年度に実施した予備評価を含む。

				※1巡目	には平成1	7~19年度	に実施した	:予備評価	iを含む。
【1. 基準】	及び解釈指針について】								
							1:全くそう思		ਜ਼-
		1巡目	10.4%	77.1%	10.4%	2.1%	0.0%	回答数 48	平均 3.96
1-(1)	教育活動等の質を保証するために適切であった	2巡目	14.3%	64.3%	14.3%	7.1%	0.0%	28	3.86
. •	JATTA A SACERIAL A GREAT A GOLD A GOL	3巡目	4.8%	52.4%	38.1%	4.8%	0.0%	21	3.57
		0日							0.07
	T	ı	5:強くそ [・] 5	つ思っ~3:	とちらとも言 3	えない~1 2	:全くそう思 1	回答数	平均
		1巡目	18.8%	64.6%	10.4%	6.3%	0.0%	48	3.96
1-2	教育活動等の改善を促進するために適切であった	2巡目	14.3%	67.9%	14.3%	3.6%	0.0%	28	3.93
		3巡目	9.5%	33.3%	47.6%	9.5%	0.0%	21	3.43
			5:強くそ・ 5	う思う~3:。 4		iえない~1 2	l : 全くそう思 l 1	思わない	平均
		1巡目	10.4%	58.3%	27.1%	4.2%	0.0%	48	3.75
1-(3)	教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった	2巡目	10.7%	53.6%	32.1%	3.6%	0.0%	28	3.71
	571-12 V CO 572	3巡目	9.5%	33.3%	57.1%	0.0%	0.0%	21	3.52
			5・強くそ・	 う思う~3·/	ドカムとも言	 まない~1	Ⅰ:全くそう思	見わない	
			5	4	3	2	1	回答数	平均
1-4	教育活動等に関してステークホルダーに対する説 明責任を果たすために適切であった	3巡目	4.8%	52.4%	42.9%	0.0%	0.0%	21	3.62
	の方法及び内容について】 『価について】								
							: 全くそうほ		
	1		5	4	3	2	1	回答数	平均
	甘進고《XXXIII·사스니』 甘 플러 기호(III) - 슈 그르다(II - ᄼ)	1巡目	14.6%	70.8%	14.6%	0.0%	0.0%	48	4.00
2-(1)-①	基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた	2巡目	21.4%	67.9%	7.1%	3.6%	0.0%	28	4.07
		3巡目	19.0%	66.7%	14.3%	0.0%	0.0%	21	4.05
			5:強くそ・ 5	う思う~3:	ビちらとも言 3	えない~1 2	l:全くそう思 1	思わない 回答数	平均
		1巡目	4.2%	45.8%	31.3%	16.7%	2.1%	48	3.33
2-(1)-②	自己評価書の添付資料は既に蓄積していたもの で十分対応することができた	2巡目	10.7%	46.4%	32.1%	10.7%	0.0%	28	3.57
		3巡目	9.5%	42.9%	33.3%	9.5%	4.8%	21	3.43
							: 全くそう思		77: 1 ←
2-(1)-③	認証評価の目的に照らして適切な自己評価書を作成できた	3巡目	33.3%	57.1%	9.5%	0.0%	0.0%	<u>回答数</u> 21	平均 4.24
	m (C)			ГШ+	(~新訳]○	· 参 <i>孝1-</i> 1 +	こ~1:参考		nt-
		ı		<u></u>	→ ∱ □又] ∠ :	2	1 1	回答数	平均
	1巡目				38.7%	61.3%	31	1.39	
(旧2-(1)-⑦) 2-(1)-④	自己評価書の作成に当たって、既に当機構の認証 評価を受けた他法科大学院の自己評価書を参考 にした	2巡目				57.1%	42.9%	28	1.57
12072									

3巡目

52.4%

47.6%

21

1.52

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	【(2)訪問調	査等について】	5· 強く そ -	う思う~3・/	ドちらとも 言	まえない~1	· 全くそう!!	わない			
1週日 12.5% 62.5% 22.9% 2.1% 0.0% 48 3.85 2 - (2) - (1)										平均	
2※目 14.3% 57.1% 21.4% 7.1% 0.0% 28 3.79 3.2% 57.1% 21.4% 7.1% 0.0% 28 3.79 3.2% 57.1% 21.4% 7.1% 0.0% 28 3.79 3.2% 57.1% 21.4% 7.1% 0.0% 28 3.79 57.1% 21.4% 7.1% 0.0% 0.0% 21 3.57 57.1% 21.4% 7.1% 0.0% 0.0% 21 3.57 57.1% 21.4% 7.1% 0.0% 0.0% 21 3.57 57.1% 21.4% 7.1% 0.0% 0.0% 21 3.57 57.1% 21.4% 7.1% 0.0% 0.0% 21 3.57 57.1% 21.4% 46.4% 32.1% 0.0% 0.0% 28 3.89 3.2% 46.4% 32.1% 0.0% 0.0% 28 3.89 3.2% 46.4% 32.1% 0.0% 0.0% 28 3.89 3.2% 46.4% 32.1% 0.0% 0.0% 28 3.89 3.2% 46.4% 32.1% 0.0% 0.0% 28 3.89 3.2% 46.4% 32.1% 0.0% 0.0% 28 421 61.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57.2% 57		(1,2巡目):「書面調査による分析状況」の内容	1巡目								
による分析結果の内容は適切であった 3週目 0.0% 57.1% 42.9% 0.0% 0.0% 21 3.57 5.強くそう思うー3.どちらとも意えない~1.全くそう思わない 5 4 3 2 1 回音数 平均 (旧2-(2)-(3)	2-(2)-①		2巡目	14.3%	57.1%	21.4%	7.1%	0.0%	28	3.79	
1週日 16.7% 56.3% 18.8% 8.3% 0.0% 48 3.81 1月2-(2)-(2) 計問調査時に当機構の評価担当者が質問した内 2週目 21.4% 46.4% 32.1% 0.0% 0.0% 28 3.89 3週目 0.0% 52.4% 33.3% 14.3% 0.0% 21 3.38 1月2-(2)-(3) 実施内容として面談等を設けたことは適切であった 2週目 32.1% 60.7% 3.8% 3.6% 0.0% 28 42.1 1月2-(2)-(3) 実施内容の方法は適切であった 2週目 21.4% 53.6% 7.1% 14.3% 3.6% 28 3.75 2-(2)-(3) 計問調査の実施内容として、対象校関係者(責任 3週目 42.9% 47.6% 9.5% 0.0% 0.0% 21 4.33 2-(2)-(3) 計問調査の実施内容として、秘教員等との面談 3週目 38.1% 47.6% 14.3% 0.0% 0.0% 21 4.24 2-(2)-(3) 計問調査の実施内容として、教育現場の模察及び 学習環境の状況調査を設けたことは適切であった 3週目 38.1% 47.6% 14.3% 0.0% 0.0% 21 4.24 2-(2)-(3) 計問調査の実施内容として、を学生・修了生との 3週目 33.3% 47.6% 14.3% 0.0% 0.0% 21 4.24 2-(2)-(3) 計問調査の実施内容として、企学生・修了生との 3週目 38.1% 47.6% 14.3% 0.0% 0.0% 21 4.24 2-(2)-(3) 計問調査の実施内容として、企学生・修了生との 3週目 38.1% 47.6% 14.3% 4.8% 0.0% 0.0% 21 4.24 2-(2)-(3) 計問調査では、機構の評価担当者との間で、教育 1週目 16.7% 43.8% 31.3% 6.3% 2.1% 48 3.67 1.3% 3.6% 0.0% 28 3.86 3.3% 47.6% 14.3% 4.8% 0.0% 21 4.10 1.2% 3.3% 47.6% 1.4.3% 3.6% 0.0% 28 3.86 3.3% 47.6% 1.4.3% 3.6% 0.0% 28 3.86 3.8% 47.6% 3.2% 3.2% 3.6% 0.0% 28 3.86 3.8% 47.6% 3.2% 3.2% 3.6% 0.0% 28 3.86 3.8% 47.6% 3.2% 3.2% 3.6% 0.0% 28 3.86 3.8% 47.6% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3.2% 3			3巡目	0.0%	57.1%	42.9%	0.0%	0.0%	21	3.57	
1巡目 16.7% 56.3% 18.8% 8.3% 0.0% 48 3.81 2巡目 21.4% 46.4% 32.1% 0.0% 0.0% 28 3.89 3巡目 0.0% 52.4% 33.3% 14.3% 0.0% 21 3.38 (旧2-(2)-(3) 実施内容として面談等を設けたことは適切であった 2巡目 21.4% 53.6% 7.1% 14.3% 3.6% 3.6% 0.0% 28 4.21 (旧2-(2)-(3) 実施内容として面談等を設けたことは適切であった 2巡目 21.4% 53.6% 7.1% 14.3% 3.6% 3.6% 0.0% 28 4.21 (旧2-(2)-(3) 財間調査の実施内容として、対象校関係者(責任 3巡目 42.9% 47.6% 9.5% 0.0% 0.0% 21 4.33 2-(2)-(3) 財間調査の実施内容として、対象校関係者(責任 3巡目 38.1% 47.6% 14.3% 0.0% 0.0% 21 4.24 2-(2)-(5) 対間調査の実施内容として、教育環境の視察及び 2-(2)-(5) 学習環境の状況調査を設けたことは適切であった 3巡目 38.1% 47.6% 14.3% 0.0% 0.0% 21 4.24 2-(2)-(6) 対問調査の実施内容として、教育環境の視察及び 2-(2)-(3) 対問調査の実施内容として、教育環境の視察及び 3巡目 33.3% 47.6% 14.3% 0.0% 0.0% 21 4.24 2-(2)-(6) 対問調査の実施内容として、教育環境の視察及び 2-(2)-(3) 対問調査の実施内容として、教育環境の視察及び 3巡目 38.1% 47.6% 14.3% 0.0% 0.0% 21 4.24 2-(2)-(6) 対問調査の実施内容として、教育環境の視察及び 2-(2)-(3) 対問調査では、機構の評価担当者との間で、教育 2-(2)-(3) 対問調査では、機構の評価担当者との間で、教育 2-(2)-(3) 2-(2)-(3) 対問調査では、機構の評価担当者との間で、教育 2-(2)-(3) 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.20 1.2								:全くそう思 1		平均	
2-(2)-② 容は適切であった 2点目 21.4% 46.4% 32.1% 0.0% 0.0% 28 3.89 3.89 3.89 3.89 3.89 3.89 3.89 3.88 3.3% 14.3% 0.0% 21 3.38 (IH2-(2)-④) 実施内容として面談等を設けたことは適切であった 2返目 21.4% 53.6% 7.1% 14.3% 3.6% 28 3.75 2-(2)-⑤ 表施内容として、対象校関係者(責任 3返目 42.9% 47.6% 9.5% 0.0% 0.0% 21 4.33 2-(2)-⑥ お問調査の実施内容として、対象校関係者(責任 3返目 42.9% 47.6% 9.5% 0.0% 0.0% 21 4.33 2-(2)-⑥ お問調査の実施内容として、対象校関係者(責任 3返目 38.1% 47.6% 14.3% 0.0% 0.0% 21 4.24 4.29% 47.6% 14.3% 0.0% 0.0% 21 4.24 2-(2)-⑥ お問調査の実施内容として、教育現場の視察及び 3返目 38.1% 47.6% 14.3% 0.0% 0.0% 21 4.24 2-(2)-⑥ お問調査の実施内容として、在学生・修了生との 3返目 33.3% 47.6% 14.3% 4.8% 0.0% 0.0% 21 4.10 3.8% 3.6% 0.0% 2.1% 4.8% 3.67 3.8% 3.6% 0.0% 2.1% 4.8% 3.67 3.8% 3.6% 0.0% 2.8% 3.86 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3			1巡目					0.0%			
3巡目 0.0% 52.4% 33.3% 14.3% 0.0% 21 3.38			2巡目	21.4%	46.4%	32.1%	0.0%	0.0%	28	3.89	
5 4 3 2 1 回答数 平均 1 1 1 1 1 1 1 1 1			3巡目	0.0%	52.4%	33.3%	14.3%	0.0%	21	3.38	
1 日2-(2)-④ 実施内容として面談等を設けたことは適切であった 2 2 32.1% 60.7% 3.6% 3.6% 0.0% 28 4.21 (日2-(2)-⑤) 実施内容の方法は適切であった 2 2 4 53.6% 7.1% 14.3% 3.6% 28 3.75 (日2-(2)-⑥) 実施内容として、対象校関係者(責任 3 3 42.9% 47.6% 9.5% 0.0% 0.0% 21 4.33 (日2-(2)-⑥) 訪問調査の実施内容として、対象校関係者(責任 3 3 42.9% 47.6% 14.3% 0.0% 0.0% 21 4.24 (日2-(2)-⑥) 訪問調査の実施内容として、対象校関係者(責任 3 38.1% 47.6% 14.3% 0.0% 0.0% 21 4.24 (日2-(2)-⑥) 訪問調査の実施内容として、教育現場の視察及び 学習環境の状況調査を設けたことは適切であった 3 38.1% 47.6% 14.3% 0.0% 0.0% 21 4.24 (日2-(2)-⑥) 訪問調査の実施内容として、教育現場の視察及び 学習環境の状況調査を設けたことは適切であった 3 38.1% 47.6% 14.3% 0.0% 0.0% 21 4.24 (日2-(2)-⑥) 訪問調査の実施内容として、在学生・修了生との 3 38.1% 47.6% 14.3% 0.0% 0.0% 21 4.24 (日2-(2)-⑥) 訪問調査の実施内容として、在学生・修了生との 3 3 3 47.6% 14.3% 4.8% 0.0% 21 4.10 (日2-(2)-⑥) 訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができ 1 1 16.7% 43.8% 31.3% 6.3% 2.1% 48 3.67 3 2 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0	【H23~新設】5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない										
(旧2-(2)-(3) 大 大 大 大 大 大 大 大 大											
2-(2)-③ 訪問調査の実施内容として、対象校関係者(責任 者)との面談を設けたことは適切であった 3巡目 42.9% 47.6% 9.5% 0.0% 0.0% 21 4.33	(旧2-(2)-④)		2巡目	32.1%	60.7%	3.6%	3.6%	0.0%	28	4.21	
2-(2)-③ 訪問調査の実施内容として、対象校関係者(責任 者)との面談を設けたことは適切であった 3巡目 42.9% 47.6% 9.5% 0.0% 0.0% 21 4.33	(IR2-(2)-(5))	実施内容の方法は適切であった	2巡目	21.4%	53.6%	7 1%	14.3%	3 6%	28	3 75	
2-(2)-④ 者)との面談を設けたことは適切であった 3巡目 42.9% 47.6% 9.3% 0.0% 21 4.33 2-(2)-④ 訪問調査の実施内容として、一般教員等との面談を設けたことは適切であった 3巡目 38.1% 47.6% 14.3% 0.0% 0.0% 21 4.24 2-(2)-⑤ 訪問調査の実施内容として、教育現場の視察及び学習環境の状況調査を設けたことは適切であった 3巡目 38.1% 47.6% 14.3% 0.0% 0.0% 21 4.24 2-(2)-⑥ 訪問調査の実施内容として、在学生・修了生との面談を設けたことは適切であった 3巡目 33.3% 47.6% 14.3% 4.8% 0.0% 21 4.10 5:強くそう思うへ3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない 5:強くそう思うへ3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない 2巡目 25.0% 39.3% 32.1% 3.6% 0.0% 28 3.86 (3)意見の申立てについて】 5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない 5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない (10)意見の申立てについて】 5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない (10) 意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適 1巡目 21.3% 53.2% 25.5% 0.0% 0.0% 28 3.96 (102-(3)-①) 意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適 1.2% 60.7% 21.4% 0.0% 0.0% 28 3.96	(102 (2) @)	大心下1日407月 大日本地列で切りに	2.2.1	21.170	00.070	7.170	1 1.0%	0.070	20	0.70	
2-(2)-⑤ 訪問調査の実施内容として、教育現場の視察及び 3巡目 38.1% 47.6% 14.3% 0.0% 0.0% 21 4.24 2-(2)-⑥ 訪問調査の実施内容として、教育現場の視察及び 学習環境の状況調査を設けたことは適切であった 3巡目 33.3% 47.6% 14.3% 4.8% 0.0% 21 4.24 2-(2)-⑥ 訪問調査の実施内容として、在学生・修了生との 3巡目 33.3% 47.6% 14.3% 4.8% 0.0% 21 4.10 5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない 5 4 3 2 1 回答数 平均 2-(2)-⑦ 活動等の状況に関する共通理解を得ることができ 2巡目 25.0% 39.3% 32.1% 3.6% 0.0% 28 3.86 2-(2)-⑦ 活動等の状況に関する共通理解を得ることができ 2巡目 25.0% 39.3% 32.1% 3.6% 0.0% 28 3.86 3 2 1 回答数 平均 3 3 2 1 回答数 平均 3 3 3 47.6% 28.6% 9.5% 4.8% 21 3.48 (3) 意見の申立てについて】 1巡目 21.3% 53.2% 25.5% 0.0% 0.0% 47 3.96 (1日2-(3)-①) 意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適 2.3% 1.7.9% 60.7% 21.4% 0.0% 0.0% 28 3.96 3 3 3 1.7.9% 60.7% 21.4% 0.0% 0.0% 28 3.96 3 3 3 3 3 3 3 3 3	2-(2)-③		3巡目	42.9%	47.6%	9.5%	0.0%	0.0%	21	4.33	
2-(2)-⑤ 学習環境の状況調査を設けたことは適切であった 3巡目 38.1% 47.6% 14.3% 0.0% 21 4.10	2-(2)-4		3巡目	38.1%	47.6%	14.3%	0.0%	0.0%	21	4.24	
2-(2)-⑤ 面談を設けたことは適切であった 3巡目 33.3% 47.6% 14.3% 4.8% 0.0% 21 4.10	2-(2)-⑤		3巡目	38.1%	47.6%	14.3%	0.0%	0.0%	21	4.24	
2-(2)-⑦ 訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた 1巡目 16.7% 43.8% 31.3% 6.3% 2.1% 48 3.67 2(3) 意見の申立てについて】 2巡目 25.0% 39.3% 32.1% 3.6% 0.0% 28 3.86 5 4 3 2 1 回答数 平均 3巡目 9.5% 47.6% 28.6% 9.5% 4.8% 21 3.48 (旧2-(3)-①) 意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適 2.3% 日 17.9% 60.7% 21.4% 0.0% 0.0% 28 3.96	2-(2)-⑥		3巡目	33.3%	47.6%	14.3%	4.8%	0.0%	21	4.10	
1巡目 16.7% 43.8% 31.3% 6.3% 2.1% 48 3.67 2-(2)-⑦				5:強くそ	う思う~3: る	どちらとも言	えない~1	:全くそうほ	まわない		
2-(2)-⑦ 訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育		T	1	5	4	3	2	1	回答数	平均	
2-(2)-⑦ 活動等の状況に関する共通理解を得ることができ 2巡目 25.0% 39.3% 32.1% 3.6% 0.0% 28 3.86 3巡目 9.5% 47.6% 28.6% 9.5% 4.8% 21 3.48 【(3)意見の申立てについて】		訪問調査でけ 機構の延価担当者との問で 数奈	1巡目	16.7%	43.8%	31.3%	6.3%	2.1%	48	3.67	
【(3)意見の申立てについて】 5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない 5 4 3 2 1 回答数 平均 1巡目 21.3% 53.2% 25.5% 0.0% 0.0% 47 3.96 (旧2-(3)-①) 意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適 2:巡日 17.9% 60.7% 21.4% 0.0% 0.0% 28 3.96	2-(2)-⑦	活動等の状況に関する共通理解を得ることができ	2巡目	25.0%	39.3%	32.1%	3.6%	0.0%	28	3.86	
5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない			3巡目	9.5%	47.6%	28.6%	9.5%	4.8%	21	3.48	
5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない	【(2)辛日の	中立てについて									
1巡目 21.3% 53.2% 25.5% 0.0% 0.0% 47 3.96 (旧2-(3)-①) 意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適 2.巡目 17.9% 60.7% 21.4% 0.0% 0.0% 28 3.96	【(○/ 忌兄の	カカ ここういて						: 全くそう思			
(旧2-(3)-①) 意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適 2※日 17.0% 60.7% 21.4% 0.0% 0.0% 28 3.96		T	1	5	4	3	2	1	回答数	半均	
1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2			1巡目	21.3%	53.2%	25.5%	0.0%	0.0%	47	3.96	
			2巡目	17.9%	60.7%	21.4%	0.0%	0.0%	28	3.96	

0	-	
×	~	

3巡目

10.0%

50.0%

30.0%

10.0%

0.0%

20

3.60

【3. 評価の作業量、スケジュール等について】

【(1)評価に費やした作業量について】									
			5:とて も	<u>大きい ~</u> 4	· 3:適当 3	~ 1:とて	も小さい 1	回答数	平均
		1巡目	75.0%	18.8%	6.3%	0.0%	0.0%	48	4.69
3-(1)-①	自己評価書の作成(作業量)	2巡目	46.4%	50.0%	3.6%	0.0%	0.0%	28	4.43
		3巡目	81.0%	19.0%	0.0%	0.0%	0.0%	21	4.81
			5:とて も	大きい ~	3:適当	~ 1:とて	も小さい	回答数	平均
	(1,2巡目): 「訪問調査時の確認事項」への対応(作業量)	1巡目	29.2%	39.6%	31.3%	0.0%	0.0%	48	3.98
3-(1)-②	(3巡目):	2巡目	46.4%	35.7%	17.9%	0.0%	0.0%	28	4.29
	事前に通知される、書面調査による分析結果への 対応(作業量)	3巡目	81.0%	14.3%	4.8%	0.0%	0.0%	21	4.76
				大きい ~ 4	· 3:適当 3	~ 1:とて	も小さい	回答数	平均
	訪問調査のための事前準備(作業量)	1巡目	27.1%	43.8%	29.2%	0.0%	0.0%	48	3.98
(旧3-(1)-③)		2巡目	25.0%	53.6%	21.4%	0.0%	0.0%	28	4.04
		2巡日	23.0%	33.0%	21.4%	0.0%	0.0%	20	4.04
		1巡目	18.8%	18.8%	60.4%	2.1%	0.0%	48	3.54
(旧3-(1)-④)	訪問調査当日の対応(作業量) 	2巡目	21.4%	46.4%	28.6%	3.6%	0.0%	28	3.86
3-(1)-③	訪問調査のための事前準備と当日の対応(作業 量)	3巡目	71.4%	19.0%	9.5%	0.0%	0.0%	21	4.62
		5:とて も	<u>大きい ~</u>	· 3:適当	~ 1:とて	も小さい	回答数	平均	
		1巡目	0.0%	11.9%	76.2%	9.5%	2.4%	42	2.98

				1:2でもからい						
			5	4	3	2	1	回答数	平均	
(旧3-(1)-⑤) 3-(1)-④ 意見の申立て(作業量)		1巡目	0.0%	11.9%	76.2%	9.5%	2.4%	42	2.98	
	2巡目	0.0%	0.0%	75.0%	20.8%	4.2%	24	2.71		
	3	3巡目	11.8%	11.8%	64.7%	11.8%	0.0%	17	3.24	

【(2)機構が設定した作業期間は作業量に対し適切であったかについて】

【(2)が、一番の	、改足しにTF未期间はTF未里に対し週り	(0))/_		・し』 [も長い ~	3:適当	~ 1:とで	も短い		
			5	4	3	2	1	回答数	平均
(旧3-(2)-①)	「訪問調査時の確認事項」への対応(作業期間)	1巡目	14.6%	12.5%	54.2%	12.5%	6.3%	48	3.17
(103 (2) (1)	「別回過車呼の推応事項」での対心(下来対画)	2巡目	0.0%	10.7%	42.9%	39.3%	7.1%	28	2.57
	T		ı	ı		ı		1	
(旧3-(2)-②) 訪問調査のための事前準備	計明調本のための東前淮供(佐衆和門)	1巡目	14.6%	12.5%	60.4%	10.4%	2.1%	48	3.27
(103-(2)-(2))	初向調直のための す 前卒開(下来粉间)	2巡目	0.0%	14.8%	63.0%	14.8%	7.4%	27	2.85
(IDo (o) @)	₹+88-80本以口の場合(/b/# 4081)	1巡目	12.8%	8.5%	70.2%	2.1%	6.4%	47	3.19
(旧3-(2)-③)	訪問調査当日の対応(作業期間) 	2巡目	0.0%	3.7%	88.9%	0.0%	7.4%	27	2.89
3-(2)-①	 訪問調査関連の準備・対応(作業期間) 	3巡目	4.8%	0.0%	28.6%	33.3%	33.3%	21	2.10

5:とても長い ~ 3:適当 ~ 1:とても短い

			5	4	3	2	1	回答数	平均
(旧3-(2)-④) 3-(2)-②	(1,2巡目): 意見の申立て(作業期間) (3巡目): 意見の申立てに関する準備・対応(作業期間)	1巡目	0.0%	0.0%	95.2%	4.8%	0.0%	42	2.95
		2巡目	0.0%	0.0%	87.0%	13.0%	0.0%	23	2.87
		3巡目	5.3%	0.0%	73.7%	15.8%	5.3%	19	2.84

【(3)評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて】

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

			0.124 (<u> フルビン 0.0</u>		1/2/00/01	・ 土くて ノル	メイン・ひょ	
			5	4	3	2	1	回答数	平均
(旧3-(3)-①)	評価作業に費やした労力は、教育活動等の質保	1巡目	10.4%	54.2%	18.8%	14.6%	2.1%	48	3.56
(103-(3)-(1))	証という目的に見合うものであった	2巡目	14.3%	39.3%	35.7%	7.1%	3.6%	28	3.54
(IB3-(3)-②)	評価作業に費やした労力は、教育活動等の改善を 進めるという目的に見合うものであった	1巡目	14.6%	45.8%	20.8%	14.6%	4.2%	48	3.52
(103 (3) (2)		2巡目	17.9%	35.7%	35.7%	7.1%	3.6%	28	3.57
(旧3-(3)-③)	評価作業に費やした労力は、教育活動等の社会 から理解と支持を得るという目的に見合うもので	1巡目	10.4%	35.4%	37.5%	12.5%	4.2%	48	3.35
(100 (0) @)	から程件と文持を待るという目的に見合うものであった	2巡目	7.1%	35.7%	50.0%	0.0%	7.1%	28	3.36
	<u> </u>								
3-(3)	評価作業に費やした労力は評価の目的に見合うも のであった	3巡目	0.0%	19.0%	38.1%	38.1%	4.8%	21	2.71

【(4)評価のスケジュールについて】

2:適当~1:適当でない

			2	1	回答数	平均
(1,2巡目): 自己評価書の提出時期は適当であった (3巡目): 自己評価書の提出締切の時期は適当であった		1巡目	87.5%	12.5%	48	1.88
	2巡目	92.6%	7.4%	27	1.93	
		3巡目	95.0%	5.0%	20	1.95

2:適当~1:適当でない

			2	1	回答数	平均
		1巡目	81.3%	18.8%	48	1.81
3-(4)-②	 訪問調査の実施時期は適当であった 	2巡目	88.9%	11.1%	27	1.89
		3巡目	76.2%	23.8%	21	1.76

【4. 説明会・研修会等について】

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

			コ・元 ここ	7/0/7 0.	29920	<u> </u>	・エヽしノ		
			5	4	3	2	1	回答数	平均
(旧4-③)	説明会の内容は役立った	1巡目	21.3%	57.4%	17.0%	2.1%	2.1%	47	3.94
	副の大のいをは区立った	2巡目	22.2%	33.3%	44.4%	0.0%	0.0%	27	3.78
(15.4.0)	自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った	1巡目	17.0%	57.4%	19.1%	4.3%	2.1%	47	3.83
(IB4-⑥)		2巡目	22.2%	40.7%	37.0%	0.0%	0.0%	27	3.85
4-①	当機構の実施した説明会や自己評価担当者等に 対する研修会は役に立った	3巡目	19.0%	52.4%	28.6%	0.0%	0.0%	21	3.90

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
(IB4-⑦) 4-②	(1,2巡目): 機構が配付している自己評価実施要項等の冊子	1巡目	29.2%	56.3%	14.6%	0.0%	0.0%	48	4.15
	は役立った (3巡目): 当機構が公表している自己評価実施要項等の冊 子等は役に立った	2巡目	32.1%	42.9%	25.0%	0.0%	0.0%	28	4.07
		3巡目	20.0%	60.0%	20.0%	0.0%	0.0%	20	4.00

【5. 評価結果(評価報告書)について】 【(1)評価報告書の内容等について】

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均		
	(旧5-(1)-⑤) 5-(1)-①	(1,2巡目): 実態に即したものであった	1巡目	22.9%	47.9%	22.9%	6.3%	0.0%	48	3.88	ì
		(3巡目):	2巡目	21.4%	50.0%	25.0%	3.6%	0.0%	28	3.89	ì
	評価報告書の内容は、対象校の実態に即したものであった。	3巡目	19.0%	52.4%	19.0%	4.8%	4.8%	21	3.76	Ì	

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
(旧5-(1)-④) 5-(1)-②	(1,2巡目): 目的に照らし適切なものであった	1巡目	22.9%	50.0%	25.0%	2.1%	0.0%	48	3.94
	(3巡目):	2巡目	21.4%	53.6%	21.4%	3.6%	0.0%	28	3.93
	評価報告書の内容は、認証評価の目的に照らして、適切なものであった	3巡目	19.0%	61.9%	9.5%	9.5%	0.0%	21	3.90

【(2)評価結果に関するマスメディア等の報道について】

(1,2巡目)5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない (3巡目)2:なされた、1:なされなかった

			5	4	3	2	1	回答数	平均
	(1,2巡目): マスメディア等から適切な報道がなされた	1巡目	2.5%	20.0%	50.0%	22.5%	5.0%	40	2.93
(旧5-(3)-①) 5-(2)	(3巡目):	2巡目 0.0% 18.2%	18.2%	63.6%	9.1%	9.1%	22	2.91	
	評価結果に関して、マスメディア等から報道がなされた	3巡目				21.1%	78.9%	19	1.21

【6. 評価を行ったことによる効果・影響について】

【(1)自己評価を行ったことによる効果・影響について】

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

				5	4	3	2	1	回答数	平均
	対象校の教育活動等について全般的に把握する ことができた		1巡目	35.4%	52.1%	10.4%	2.1%	0.0%	48	4.21
		2巡目	39.3%	46.4%	14.3%	0.0%	0.0%	28	4.25	
			3巡目	28.6%	47.6%	23.8%	0.0%	0.0%	21	4.05

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
	11	1巡目	35.4%	54.2%	6.3%	2.1%	2.1%	48	4.19
6-(1)-(2)	対象校の教育活動等の今後の課題を把握することができた	2巡目	28.6%	46.4%	21.4%	3.6%	0.0%	28	4.00
		3巡目	33.3%	42.9%	23.8%	0.0%	0.0%	21	4.10

	F **===3=	7477 7 111 7	0 184 2 1		
- 1	【HI9~新段】5	:強くをつ思つ	~3:とわらと	モニオない~	1・全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
(IB6-(1)-⑥) 6-(1)-③	対象校の将来計画の策定に役立った	1巡目	22.6%	41.9%	32.3%	3.2%	0.0%	31	3.84
		2巡目	17.9%	25.0%	50.0%	7.1%	0.0%	28	3.54
		3巡目	4.8%	38.1%	57.1%	0.0%	0.0%	21	3.48

【H19~新設】5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
	対象校のマネジメントの改善を促進した	1巡目	12.5%	45.8%	35.4%	2.1%	4.2%	48	3.60
(旧6-(1)-⑦) 6-(1)-④		2巡目	17.9%	28.6%	42.9%	10.7%	0.0%	28	3.54
		3巡目	9.5%	28.6%	61.9%	0.0%	0.0%	21	3.48

【H19~新設】5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
(旧6-(1)-⑧) 6-(1)-④ 対象校の個性的な取組を促進した		1巡目	12.5%	29.2%	47.9%	8.3%	2.1%	48	3.42
	 対象校の個性的な取組を促進した	2巡目	10.7%	42.9%	39.3%	7.1%	0.0%	28	3.57
	33	3巡目	0.0%	23.8%	61.9%	9.5%	4.8%	21	3.05

【(2)機構の評価結果を受けたことによる効果・影響について】 5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない												
			5	4	3	2	1	回答数	平均			
		1巡目	31.3%	50.0%	14.6%	2.1%	2.1%	48	4.06			
	対象校の教育活動等について全般的に把握することができた	2巡目	28.6%	46.4%	25.0%	0.0%	0.0%	28	4.04			
		3巡目	23.8%	52.4%	23.8%	0.0%	0.0%	21	4.00			

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
		1巡目	27.1%	60.4%	6.3%	4.2%	2.1%	48	4.06
6-(2)-②	対象校の教育活動等の今後の課題を把握することができた	2巡目	28.6%	46.4%	21.4%	3.6%	0.0%	28	4.00
		3巡目	9.5%	52.4%	38.1%	0.0%	0.0%	21	3.71

【H19~新設】5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

	B								
			5	4	3	2	1	回答数	平均
		1巡目	19.4%	48.4%	25.8%	6.5%	0.0%	31	3.81
(旧6-(2)-⑥) 6-(2)-③	対象校の将来計画の策定に役立った	2巡目	17.9%	17.9% 32.1% 42.9% 7.1% 0.0% 2	28	3.61			
		3巡目	4.8%	42.9%	47.6%	4.8%	0.0%	21	3.48

【H19~新設】5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
(旧6-(2)-⑦) 6-(2)-④ 対:	対象校のマネジメントの改善を促進した	1巡目	12.5%	45.8%	35.4%	4.2%	2.1%	48	3.63
		2巡目	17.9%	32.1%	42.9%	7.1%	0.0%	28	3.61
		3巡目	9.5%	33.3%	57.1%	0.0%	0.0%	21	3.52

【H19~新設】5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
(旧6-(2)-⑧) 6-(2)-⑤ 対象校の個性的		1巡目	12.5%	35.4%	37.5%	8.3%	6.3%	48	3.40
	対象校の個性的な取組を促進した	2巡目	17.9%	32.1%	42.9%	7.1%	0.0%	28	3.61
		3巡目	4.8%	23.8%	47.6%	19.0%	4.8%	21	3.05

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

·		0.32.10	<i>71</i> 0.7 0.0		175 0.0	() / _	117 0.0		
			5	4	3	2	1	回答数	平均
(旧6-(2)-③) 在学生(今後入学する者を含む)の理解と支持が 6-(2)-⑥ 得られる	1巡目	12.5%	43.8%	39.6%	0.0%	4.2%	48	3.60	
	2巡目	10.7%	35.7%	50.0%	0.0%	3.6%	28	3.50	
	3巡目	5.0%	40.0%	55.0%	0.0%	0.0%	20	3.50	

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
(旧6-(2)-⑭) 6-(2)-⑦ 広〈社会		1巡目	16.7%	41.7%	33.3%	4.2%	4.2%	48	3.63
		2巡目	10.7%	32.1%	50.0%	0.0%	7.1%	28	3.39
		3巡目	4.8%	38.1%	52.4%	4.8%	0.0%	21	3.43

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

		5	4	3	2	1	回答数	平均
6-(2)-⑧ ステークホルダーに対する説明責任が果たせる	3巡目	14.3%	52.4%	33.3%	0.0%	0.0%	21	3.81

【7. 前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について】

【H23~新設】5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
(旧9-①)		2巡目	14.8%	40.7%	40.7%	0.0%	3.7%	27	3.63
7-①	育活動等の質の保証に効果・影響があった	3巡目	9.5%	57.1%	33.3%	0.0%	0.0%	21	3.76
(旧9-②)	前回の認証評価を受けたことにより、対象校の教	2巡目	14.3%	39.3%	39.3%	3.6%	3.6%	28	3.57
7-2	育活動等の改善の促進に効果・影響があった	3巡目	14.3%	52.4%	28.6%	4.8%	0.0%	21	3.76
(旧9-③)	前回の認証評価を受けたことにより、対象校の教育活動等に対する社会からの理解と支持に効果・	2巡目	7.1%	7.1%	75.0%	3.6%	7.1%	28	3.04
7-③	影響があった	3巡目	4.8%	33.3%	57.1%	4.8%	0.0%	21	3.38
7-4	前回の認証評価を受けたことにより、対象校の教育活動等に関してステークホルダーに対する説明 責任を果たすことができた	3巡目	4.8%	61.9%	28.6%	4.8%	0.0%	21	3.67

※8は記述式回答のため省略

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果(選択式回答)【評価担当者】

※1巡目には平成17~19年度に実施した予備評価を含む。

【1. 基準及び解釈指針について】

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わ	ない
-------------------------------	----

			5	4	3	2	1	回答数	平均
	1巡目	7.8%	77.8%	13.7%	0.7%	0.0%	153	3.93	
1-①	1-① 教育活動等の質を保証するために適切であった	2巡目	5.3%	76.6%	16.0%	2.1%	0.0%	94	3.85
		3巡目	21.5%	69.2%	6.2%	3.1%	0.0%	65	4.09

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
1-② 教育活動等の改善を促進するために適切であった		1巡目	7.8%	77.8%	13.7%	0.7%	0.0%	153	3.93
	2巡目	4.3%	78.7%	13.8%	3.2%	0.0%	94	3.84	
		3巡目	16.9%	70.8%	10.8%	1.5%	0.0%	65	4.03

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

	-		0.33.7 C	7/6/7 0.0		76.00	· - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	M17.00	
			5	4	3	2	1	回答数	平均
	1巡目	6.5%	64.7%	26.1%	2.6%	0.0%	153	3.75	
1-③	1-③ 教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった	2巡目	6.4%	67.0%	21.3%	5.3%	0.0%	94	3.74
		3巡目	16.9%	64.6%	15.4%	3.1%	0.0%	65	3.95

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

		5	4	3	2	1	回答数	平均
教育活動等に関してステークホルダーに対する説 明責任を果たすために適切であった	3巡目	26.2%	56.9%	15.4%	1.5%	0.0%	65	4.08

【2. 評価の方法及び内容・結果について】 【(1)自己評価書について】

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

		ひ. 3里へて	ノ心ノ・・・・・	こりりこせき	17661	・土ヽ (ノル	<u> </u>		
			5	4	3	2	1	回答数	平均
(旧2-(1)-①) 自己	自己評価書は理解しやすかった	1巡目	0.7%	41.7%	47.0%	9.3%	1.3%	151	3.31
(162-(1)-(1))	旧と(リ)(リ) 日 し 計画 音は ・	2巡目	7.5%	40.9%	41.9%	8.6%	1.1%	93	3.45
		•							
(I=- (1) @)	(旧2-(1)-②) 自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切 に記述されていた	1巡目	0.7%	40.4%	50.3%	7.3%	1.3%	151	3.32
(162-(1)-(2))		2巡目	7.5%	46.2%	39.8%	6.5%	0.0%	93	3.55
2-(1)	対象法科大学院の自己評価書は適切であり、理 解しやすいものであった	3巡目	7.8%	73.4%	12.5%	6.3%	0.0%	64	3.83

【(2)書面調査について】

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
(IB2-(2)-①) 機構が示した書面調査票等の様式は記入しやす かった		1巡目	4.0%	50.3%	31.8%	13.2%	0.7%	151	3.44
	2巡目	12.0%	62.0%	21.7%	4.3%	0.0%	92	3.82	
	3巡目	3巡目	35.4%	50.8%	13.8%	0.0%	0.0%	65	4.22

【(3)訪問調査について】

5:強くそ	う思う~3: と	どちらとも言	えない~1	: 全くそう思	わない	
5	4	3	2	1	回答数	1

			5	4	3	2	1	回答数	平均
		1巡目	6.8%	64.9%	25.0%	2.7%	0.7%	148	3.74
2-(3)-①	「訪問調査時の確認事項」に対する対象法科大学院の回答内容は適切であった	2巡目	8.1%	58.1%	26.7%	7.0%	0.0%	86	3.67
		3巡目	13.8%	56.9%	24.6%	4.6%	0.0%	65	3.80

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

		し. カスト	ノ心ノ・・・・・	こうりとせき	17661	<u>・ 土 \ C ノ心</u>	<u> </u>		
			5	4	3	2	1	回答数	平均
		1巡目	16.2%	68.2%	13.5%	1.4%	0.7%	148	3.98
2-(3)-②	訪問調査によって不明な点を十分に確認すること ができた	2巡目	17.4%	64.0%	10.5%	8.1%	0.0%	86	3.91
		3巡目	31.3%	59.4%	7.8%	1.6%	0.0%	64	4.20

【H23~新設】5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

		LH23	<u>~ 新設 』ɔ∶</u>	強くてつ忠っ)~3:E5!	っとも言えな	<u>、い~1:至9</u>	てつ思わ	<i>1</i> 461
			5	4	3	2	1	回答数	平均
(旧2-(3)-③)	実施内容として面談等を設けたことは適切であった	2巡目	56.3%	41.4%	1.1%	0.0%	1.1%	87	4.52
(旧2-(3)-④)	実施内容の方法は適切であった	2巡目	22.1%	65.1%	7.0%	5.8%	0.0%	86	4.03
2-(3)-(3)	訪問調査の実施内容として、対象法科大学院関係者(責任者)との面談を設けたことは適切であった	3巡目	76.2%	23.8%	0.0%	0.0%	0.0%	63	4.76
2-(3)-4	訪問調査の実施内容として、一般教員等との面談を設けたことは適切であった	3巡目	64.5%	27.4%	3.2%	4.8%	0.0%	62	4.52
2-(3)-⑤	訪問調査の実施内容として、教育現場の視察及び 学習環境の状況調査を設けたことは適切であった	3巡目	55.6%	30.2%	12.7%	1.6%	0.0%	63	4.40
2-(3)-6	訪問調査の実施内容として、在学生・修了生との 面談を設けたことは適切であった	3巡目	68.3%	27.0%	4.8%	0.0%	0.0%	63	4.63

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

			5	4	3	2		凹合剱	平均
	(1,2巡目): 対象法科大学院と教育活動等の共通理解を得る	1巡目	4.7%	52.0%	40.5%	2.7%	0.0%	148	3.59
(旧2-(3)-⑥) 2-(3)-⑦	ことができた (3巡目):	2巡目	10.5%	64.0%	19.8%	5.8%	0.0%	86	3.79
	訪問調査では、対象法科大学院と、教育活動等の 状況に関して共通理解を得ることができた	3巡目	16.1%	61.3%	21.0%	1.6%	0.0%	62	3.92

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

			0.324 (<i>71</i> 67 0.0		1/6-0-0	· - · · · ·	M-1 > - O- U	
			5	4	3	2	1	回答数	平均
		1巡目	52.1%	46.6%	1.4%	0.0%	0.0%	146	4.51
2-(3)-(8)	訪問調査における機構の事務担当者の対応は適 切であった	2巡目	63.1%	35.7%	0.0%	1.2%	0.0%	84	4.61
		3巡目	72.6%	25.8%	1.6%	0.0%	0.0%	62	4.71

【(4)評価結果について】

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

				0.324.4				<u> </u>		
				5	4	3	2	1	回答数	平均
-	2-(4)-①	評価結果の内容は適切であった	3巡目	50.0%	46.9%	3.1%	0.0%	0.0%	64	4.47

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
(102-(4)-(4))	(-(4)-④) 全体の評価結果と併せて「主な優れた点」等を記述するという形式は適切であった	1巡目	15.2%	60.3%	21.2%	3.3%	0.0%	151	3.87
(162-(4)-(4))		2巡目	29.0%	54.8%	16.1%	0.0%	0.0%	93	4.13
2-(4)-(2)	評価結果の形式は適切であった	3巡目	48.4%	48.4%	3.1%	0.0%	0.0%	64	4.45

【3. 研修について】

			5:強くて	<u> つ思つ~3:</u> 6	とりりとも言	[えない~]	:至くてつだ	おわない	
			5	4	3	2	1	回答数	平均
(3-③)	平核の中窓け犯立った	1巡目	10.3%	67.6%	21.3%	0.7%	0.0%	136	3.88
(旧3-③) 研修の内容は役立った	2巡目	16.0%	50.6%	27.2%	4.9%	1.2%	81	3.75	
3-①	3-① 研修の配付資料は役に立った	3巡目	22.2%	66.7%	11.1%	0.0%	0.0%	63	4.11
3-②	研修の説明内容は役に立った	3巡目	21.8%	58.2%	18.2%	1.8%	0.0%	55	4.00

【4. 評価の作業量、スケジュール等について】 【(1)評価に費やした作業量について】

5:とても大きい ~ 3:適当 ~ 1:とても小さい

			<u> </u>		<u> </u>				
			5	4	3	2	1	回答数	平均
		1巡目	51.3%	39.3%	9.3%	0.0%	0.0%	150	4.42
4-(1)-①	自己評価書の書面調査(作業量)	2巡目	22.6%	55.9%	19.4%	2.2%	0.0%	93	3.99
		3巡目	18.5%	33.8%	46.2%	1.5%	0.0%	65	3.69

5:とても大きい ~ 3:適当 ~ 1:とても小さい

		5	4	3	2	1	回答数	平均
4-(1)-(2) 評価部会の会合への参加(作業量)	3巡目	6.2%	20.0%	66.2%	4.6%	3.1%	65	3.22

5:とても大きい ~ 3:適当 ~ 1:とても小さい

		5	4	3	2	1	回答数	平均
	1巡目	4.1%	18.5%	77.4%	0.0%	0.0%	146	3.27
(旧4-(1)-②) 4-(1)-③ 訪問調査への参加(作業量)	2巡目	3.5%	38.4%	55.8%	1.2%	1.2%	86	3.42
	3巡目	14.1%	21.9%	57.8%	3.1%	3.1%	64	3.41

5:とても大きい ~ 3:適当 ~ 1:とても小さい

			5	4	3	2	1	回答数	平均
		1巡目	3.5%	21.0%	69.2%	5.6%	0.7%	143	3.21
(IB4-(1)-③) 4-(1)-④	 評価報告書原案の作成(作業量) 	2巡目	2.4%	31.3%	56.6%	7.2%	2.4%	83	3.24
		3巡目	6.7%	15.0%	68.3%	5.0%	5.0%	60	3.13

【(2)評価作業にかかった時間数について】

			~30h 4:	30h-50h 3	:50h-70h	2:70h-100	h 1:100h		
			5	4	3	2	1	回答数	平均
(\(\frac{1}{4}-(4)-(\frac{1}{1})\) 4-(2)-(\frac{1}{1})	書面調査(時間数)	2巡目	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4	4.75
4-(2)-(1)	音曲調査(時間数)	3巡目	50.0%	33.3%	10.0%	6.7%	0.0%		4.27

			:~5h 4:	5h-10h 3	:10h-20h	2:20h-30	h 1:30h∽		
			5	4	3	2	1	回答数	平均
(184-(4)-2)	訪問調査の準備(時間数)	2巡目	60.0%	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%	5	4.00
4-(2)-(2)	部 中 一日	3巡目	41.4%	41.4%	15.5%	1.7%	0.0%	58	4.22

			:~5h 4:	5h-10h 3	:10h-20h	2:20h-30	h 1:30h ∼	•	
			5	4	3	2	1	回答数	平均
(旧4-(4)-③)	評価結果報告書の原案作成(時間数)	2巡目	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4	4.50
4-(2)-③	計画和未報合書の原来下成(時間数)	3巡目	60.0%	27.3%	7.3%	3.6%	1.8%	55	4.40

【(3) 当機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて】 <u>5:とても長い ~ 3:適当 ~ 1:とても短い</u>

			5	4	3	2	1	回答数	平均
		1巡目	24.7%	26.0%	26.0%	19.3%	4.0%	150	3.48
(旧4-(2)-①) 4-(3)-①	 自己評価書の書面調査(作業期間) 	2巡目	1.1%	16.5%	64.8%	16.5%	1.1%	91	3.00
		3巡目	0.0%	7.7%	89.2%	3.1%	0.0%	65	3.05

5:とても長い ~ 3:適当 ~ 1:とても短い 回答数 平均 1巡目 4.8% 13.0% 78.1% 4.1% 0.0% 146 3.18 (旧4-(2)-②) 4-(3)-② 訪問調査への参加(作業期間) 2巡目 2.3% 14.0% 81.4% 2.3% 0.0% 86 3.16 3巡目 0.0% 4.7% 84.4% 10.9% 0.0% 64 2.94

	5:とても長い ~ 3:適当 ~ 1:とても短い									
			5	4	3	2	1	回答数	平均	
		1巡目	2.1%	14.0%	76.9%	6.3%	0.7%	143	3.10	
(旧4-(2)-③) 4-(3)-③	評価結果(原案)の作成(作業期間)	2巡目	3.6%	9.6%	83.1%	3.6%	0.0%	83	3.13	
		3巡目	0.0%	3.3%	88.5%	4.9%	3.3%	61	2.92	

【(4)評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて】

F 34/77 E 7 0	じょうしょーミナル・	4 人ノフミ田 ムーナン・
つ:焼くてつぶつ~3:	どちらとも言えない~	1: 芋くてつ思わない

			0.32((7/6/7 0.0		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	· - · · · ·		
			5	4	3	2	1	回答数	平均
(旧4-(3)-①)	評価作業に費やした労力は、教育活動等の質保	1巡目	2.7%	56.0%	37.3%	4.0%	0.0%	150	3.57
(104-(3)-(1))	証という目的に見合うものであった	2巡目	6.4%	60.6%	27.7%	5.3%	0.0%	94	3.68
(旧4-(3)-②)	評価作業に費やした労力は、教育活動等の改善を	1巡目	2.0%	58.7%	36.0%	3.3%	0.0%	150	3.59
(104-(3)-(2))	進めるという目的に見合うものであった	2巡目	4.3%	60.6%	29.8%	5.3%	0.0%	94	3.64
(旧4-(3)-③)	 評価作業に費やしたは労力は教育活動等につい て社会から理解と支持を得るという目的に見合うも	1巡目	2.7%	48.7%	43.3%	5.3%	0.0%	150	3.49
(104-(3)-(3))	のであった		4.3%	51.1%	40.4%	4.3%	0.0%	94	3.55
4-(4)	評価作業に費やした労力は、評価の目的に見合うものであった	3巡目	21.9%	50.0%	26.6%	1.6%	0.0%	64	3.92

【5. 評価部会等の運営について】

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

		5	4	3	2	1	回答数	平均
	1巡目	21.1%	59.2%	17.1%	2.6%	0.0%	152	3.99
評価部会、あるいは専門部会の委員の人数や構成は適切であった	2巡目	22.8%	64.1%	10.9%	2.2%	0.0%	92	4.08
	3巡目	41.5%	41.5%	10.8%	6.2%	0.0%	65	4.18

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

			0.324.4	7/05/2 010		1/200	· - · · · · ·	11/2000	
			5	4	3	2	1	回答数	平均
		1巡目	37.5%	58.6%	3.3%	0.7%	0.0%	152	4.33
5-2	部会運営は円滑であった	2巡目	36.6%	54.8%	7.5%	1.1%	0.0%	93	4.27
		3巡目	67.2%	32.8%	0.0%	0.0%	0.0%	64	4.67

【6. 評価全般について】

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

		5	4	3	2	1	回答数	平均
	1巡目	7.9%	63.8%	25.0%	3.3%	0.0%	152	3.76
今回の評価によって対象法科大学院の教育活動 等の質が保証されると思う	2巡目	8.5%	57.4%	29.8%	4.3%	0.0%	94	3.70
	3巡目	21.5%	58.5%	16.9%	3.1%	0.0%	65	3.98

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

			-		•	•			TT 14
			5	4	3	2		回答数	平均
		1巡目	9.2%	67.1%	21.1%	2.6%	0.0%	152	3.83
	今回の評価によって対象法科大学院の教育活動 等の改善が促進されると思う	2巡目	8.5%	64.9%	18.1%	8.5%	0.0%	94	3.73
		3巡目	16.9%	61.5%	20.0%	1.5%	0.0%	65	3.94

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

		5	4	3	2	1	回答数	平均	
	今回の評価によって社会の理解と支持が促進され ると思う	1巡目	2.6%	54.3%	41.7%	1.3%	0.0%	151	3.58
		2巡目	7.4%	40.4%	42.6%	9.6%	0.0%	94	3.46
		3巡目	12.3%	50.8%	29.2%	7.7%	0.0%	65	3.68

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

		1						
		5	4	3	2	1	回答数	平均
6-④ 今回の評価によってステークホルダーに対する説 明責任を果たすことができた	3巡目	20.0%	58.5%	18.5%	3.1%	0.0%	65	3.95

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

			<u> </u>			12 (0)201000			
		5	4	3	2	1	回答数	平均	
	自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた	1巡目	7.9%	53.3%	33.6%	5.3%	0.0%	152	3.64
		2巡目	15.1%	50.5%	29.0%	5.4%	0.0%	93	3.75
		3巡目	15.6%	53.1%	29.7%	1.6%	0.0%	64	3.83

5:強くそう思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない

		5	4	3	2	1	回答数	平均	1	
		1巡目	15.3%	45.3%	29.3%	8.0%	2.0%	150	3.64	Ì
	(旧6-⑤) 今回の評価作業で得た知識を自身の所属組織の 6-⑥ 運営等に活かすことができた	2巡目	14.3%	50.5%	22.0%	12.1%	1.1%	91	3.65	Ì
		3巡目	23.7%	47.5%	22.0%	3.4%	3.4%	59	3.85	1